

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	115 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	85 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	96 件
国民年金関係	31 件
厚生年金関係	65 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私は、申立期間を含めた昭和47年9月から48年6月までの10か月分の国民年金保険料を、50年12月に銀行でまとめて納付した領収証書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めた昭和47年9月から48年6月までの国民年金保険料を一括納付した50年12月16日付けの納付書・領収証書（第2回特例納付用のもので、納付期限50年12月31日と明記されたもの）を所持しており、これが還付された事実は認められないことから、申立人が、時効により納付できない期間も含めて、申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

申立期間について、第2回特例納付の納付可能期間外であること及び上記の納付日時点では、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反するなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から45年7月まで
② 昭和49年8月から50年3月まで

私の国民年金は、母から、私が大学生だった20歳の時に加入手続を行い、私が国外在住時の期間を含めて、母自身及び父と兄の国民年金保険料と一緒に納付していたと聞いている。また、申立期間②のうちの、昭和50年1月から同年3月までの保険料を納付した領収証書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年2月ごろに払い出されているとともに、申立人が所持する領収証書によると、当該期間直後の保険料を51年4月に納付していることが確認でき、その時点で、当該期間の保険料は過年度納付することが可能な期間である。また、母親と一緒に保険料を納付していたとする母親自身及び父親と兄は、当該期間の保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、当該期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの保険料を52年5月4日に納付した領収証書を所持しており、これが還付された事実は認められないことから、申立人が、時効により納付できない期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、上記の50年1月から同年3月までの期間について、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義

則に反する。

- 2 しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月
② 昭和43年1月から47年9月まで
③ 昭和48年1月から49年3月まで

私は、昭和40年10月に勤務先を退職後、区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。また、47年10月にA県のB市に転居した際にも、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。その後、49年にC県のD市へ転居した際にも再度、国民年金の加入手続きを行い、その際に保険料をまとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、当該期間前後の国民年金保険料は納付されているとともに、当該期間は、申立人が所持する年金手帳、申立人の年度別納付状況リスト及び申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は国民年金の強制加入対象被保険者とされていたことが認められ、申立人の2つ目の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年7月ごろの時点で、保険料を過年度納付することが可能であったことが確認できる。また、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、60歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間①及び②については、申立人には、昭和47年11月ごろに、上記の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間①当時の

国民年金の加入場所等の加入状況に関する記憶が曖昧であるとともに、当該両期間の保険料の納付方法、納付場所等の納付状況に関する記憶も曖昧である上、申立人は特例納付で保険料を納付したことはないと供述しており、ほかに当該両期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、上記の2つの手帳記号番号が払い出された時点では、いずれも当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、上記の手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人の特殊台帳によると、申立人は、昭和47年10月に国民年金に任意加入していることが確認でき、制度上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、保険料をさかのぼって納付することはできず、上記の手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から41年3月まで

私の妻は、昭和40年ごろに自身と私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、60歳になるまでの間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を自身の分と一緒に行ったとする申立人の妻は、申立期間について自身の保険料は納付済みである上、国民年金加入後の保険料は1年間の免除期間を除きすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年3月
② 平成10年9月

私は、平成10年3月まで勤めていた会社を退職後、送られてきた納付書で、国民年金保険料をきちんと納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、第3号被保険者となるまでの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ1か月と短期間である。

また、申立期間①については、当該期間直後の平成10年4月及び同年5月の保険料は同年10月に現年度納付されており、当該納付時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立期間②については、当該期間直前の10年6月から8月までの保険料が同年12月に現年度納付されており、当該期間の保険料を未納のままにしておくことは不自然であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年3月までの期間及び47年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から46年3月まで
② 昭和47年7月から同年9月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。私と同様に母親が保険料を納付していた妹は、20歳から保険料が納付済みになっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、第3号被保険者となるまでの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその妹の保険料を納付していたとする母親は、36年4月から60歳に到達するまでの保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和46年9月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、妹の手帳記号番号は51年4月に払い出され、20歳までさかのぼって保険料が過年度納付されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から45年9月まで

私は、郷里に帰省する度に過去の未納分の国民年金保険料も含めて、町役場で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金へ加入した時期、加入手続の場所、保険料の納付方法、納付場所、納付期間等の記憶は具体的であり、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している上、申立人が主張している納付方法は、当時町において行われていた保険料の納付方法と合致している。

さらに、申立期間直後の昭和45年10月から同年12月までの3か月間については、申し立て後の平成20年11月11日に未納から納付済みに記録訂正されており、記録管理に不備が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで
私は、国民年金の加入手続後は、送付されてきた納付書で、3か月ごとに国民年金保険料を必ず区役所で納付してきた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和47年*月から、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みである。さらに、保険料の納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的であり、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している上、申立期間の前後の期間で住所変更等の生活状況の変化は無いなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から56年3月まで

私は、昭和52年に大学に通いながら勤めていた会社を辞めた後、国民年金に加入した。区役所でアドバイスを受け、最初にまとまった金額10万円弱を郵便局で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号が払い出された56年6月時点では、保険料を過年度納付することが可能な期間であり、当該期間直後の期間は、納付済みとなっている。また、申立人の保険料納付の契機、さかのぼって納付したこと、納付場所及び納付方法の記憶は具体的である上、納付したとする金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和52年12月から54年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金手帳記号番号が払い出された56年6月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は、国民年金への加入手続時に父親がまとめて納付したはずである。その後も、自宅に訪れてきた集金人に父親が保険料を納付していたはずである。お金を支払うと、印紙のようなものを貼り付けていたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年7月から38年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号が払い出された38年10月時点では、保険料を過年度納付することが可能な期間であり、当該期間の直後の期間は納付済みとなっている。また、申立人の、保険料を納付したとする父親から聞いた過年度納付の手続を行った経緯、手続の場所、保険料の納付方法等の記憶は具体的である上、当該期間直後の38年4月から45年3月までの期間については、申立人の所持する領収書等により、未納から納付済みに記録が訂正されており、記録管理に不備が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された38年10月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和36年7月から38年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年2月まで

私は、国民年金の納付書が送られてきたので、国民年金保険料を納付した。当時、アルバイトの収入は少なかったが頑張って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は11か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年4月ごろの時点で、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であった上、社会保険庁のオンライン記録により60年4月に過年度保険料納付書が発行されていることが確認でき、当該保険料納付書は申立期間に係るものであったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年1月まで

私は、長女誕生後に国民年金の資格喪失を行ったが、申立期間の国民年金保険料は納付していた。納付したことは確かであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に再加入した昭和50年6月以降の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、36年3月25日に任意加入手続を行っていることが確認でき、申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人は、昭和38年2月の資格喪失について、国民年金に任意加入し保険料を納付し続けてきたが、長女誕生後、経済的に納付が困難になったため喪失手続を行ったことを具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで

私の父は、私が20歳になったときに、私の国民年金の加入手続をしてくれて、母の分とともに私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、父から生前、「すべて払ってあるから」と聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年4月から6月時点で、申立期間の保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能であったこと、申立人の保険料を納付していたとする父親及び同居していた母親は、申立期間を含めて自身の60歳までの保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6256

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から5年3月まで
私は、私の夫が会社を退職した平成4年から私の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は10か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は、申立期間当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6257

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年3月まで
私の妻は、平成6年から私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間は4か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

私たち夫婦は、国民年金と一緒に加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする市役所は、保険料の収納を取り扱っている。また、申立人が所持する昭和57年から59年までの確定申告書に記載された保険料支払額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

私たち夫婦は、国民年金と一緒に加入し、私の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする市役所は、保険料の収納を取り扱っている。また、申立人が所持する昭和57年から59年までの給与所得者の保険料控除申告書に記載された保険料支払額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金制度発足当時、町内会長から美容室を営んでいる自営業者は国民年金に加入する義務があると加入勧奨されたので、国民年金の加入を申込み、その後、自宅を訪問してきた町内会の保険料集金担当者に国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した経緯、国民年金保険料の納付状況等を具体的に説明しており、申立期間は12か月と短期間である上、納付組織の集金担当者に保険料を納付し、印紙を貼付してもらったとする納付方法は、申立人が当時居住していた町の納付方法と合致し、納付したとする保険料の月額、当時の保険料額と一致している。また、近くの実家に居住していたとする申立人の妹は、申立人と一緒に国民年金に加入し、自身の保険料を集金していた納付組織の担当者が申立人からも保険料を集金していたと証言している上、自身の申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年8月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月から58年8月まで
② 平成2年7月から3年3月まで

私の夫は、私^あが会社を退職した昭和57年8月及び平成2年7月に、私の国民年金の再加入^あ手続をし、私の国民年金保険料を納付^あしてしてくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、納付書により国民年金保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法に合致し、納付したとする市役所は、保険料の収納を取り扱っている上、申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫及び申立人は、保険料の納付方法、納付頻度、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の夫は、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年8月から58年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から49年6月まで

私は、昭和47年2月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの期間については、申立人は、49年4月から同年12月までの国民年金保険料を同年11月19日に郵便局で納付した領収書と申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時期である同年10月に発行された国民年金手帳を所持しているが、当該国民年金手帳には、47年2月に任意加入したことが記載されていることから、申立人は、加入手続を行った区において、制度上さかのぼって加入できないこととされている期間について任意加入者として適用され、発行された納付書により上記納付期間の保険料額を納付したものと認められるところ、当該期間の保険料額が還付された事実は認められないことから、申立人の当該期間の保険料相当額は、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、当該期間が制度上任意加入できないことを理由として保険料の納付を認めないのは、信義則に反する。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年2月から49年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付額について記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和 49 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から52年12月まで
② 昭和53年4月から同年6月まで
③ 昭和55年7月から62年12月まで

私は、昭和50年ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼって納付するとともに、その後の保険料も、その都度納付していた。また、55年7月に転入した市で申立期間③の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする区役所及び区の出張所は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額等の記憶が曖昧である上、申立期間①の保険料をさかのぼって納付したとする区役所及び申立期間③の保険料を一括して納付したとする市役所は過年度保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から同年12月までの期間、52年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から同年12月まで
② 昭和52年7月及び同年8月

私の母は、昭和46年に私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を町役場で納付してくれていた。また、51年5月に兄の家に転居してからは、兄や自分が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月、2か月とそれぞれ短期間である。また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年2月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、保険料を納付したとする町役場は保険料の収納を取り扱っている上、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、当該期間の保険料が納付済みとなっている。さらに、申立期間②については、申立人と同じ住所を登録していた兄は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から38年3月までの期間及び39年7月から40年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から38年3月まで
② 昭和39年7月から40年2月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、昭和40年3月に私が大学を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月、8か月とそれぞれ短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年9月時点では、申立期間①の保険料を過年度納付することが可能である上、同居していたとする両親は申立期間①の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで

私の夫は、次女が生まれた昭和46年*月以降に私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間については、一緒に納付していた夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和46年9月ごろ払い出されているとともに、手帳記号番号払出後、申立人は、申立期間を除き60歳到達までの国民年金保険料をすべて納付しており、60歳以降も国民年金に任意加入して65歳までの保険料を納付しているなど、納付意識の高さがうかがえる。また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする夫は、加入当初は区役所で、その後は取引のあった金融機関で保険料を納付していたと説明しており、申立人と取引のあった金融機関では、当時、区の公金を扱っていたので、国民年金保険料も取り扱っていたと証言しているなど、納付状況の記憶が鮮明である。さらに、申立期間は9か月、3か月及び3か月といずれも短期間である上、保険料を一緒に納付していたとする夫の申立期間の保険料は納付済みとなっているなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から59年3月まで

母は、私の国民年金の加入手続を行い、私と母自身及び姉の三人分の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年7月から59年3月までの期間については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、36年4月以降平成6年3月まで申立期間を含む自身の保険料をすべて納付している上、申立人の姉も、申立期間の保険料はすべて納付済みとなっている。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年8月時点で、当該期間は過年度納付することが可能な期間であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和57年5月及び同年6月については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された59年8月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6277

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を漏れなく納付してきた。申立期間の保険料が夫のみ納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月以降、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、結婚後、申立人が自身の保険料と一緒に納付を行ってきたとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から同年 9 月まで
私の妻は、結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を漏れなく納付してきた。申立期間の保険料が妻のみ納付済みであり、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、結婚後、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

私の義母は、国民年金制度が施行される際に、私の加入手続を行い、その後は保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である上、前後の期間の保険料を納付している。また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の義母は、国民年金制度発足当初からの保険料を申立期間も含めておおむね納付しているなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで
私の母は、私が学生であった期間の国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間直前の期間の保険料は納付済みである上、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立人の保険料を2、3か月ごとにまとめて納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた市で保管している国民年金被保険者名簿から、申立期間前の期間の保険料は2か月ごとに納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年4月まで

私は、結婚のため昭和52年1月に会社を退職した直後に、将来年金を少しでも多く受け取れるよう国民年金に加入した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は、厚生年金保険被保険者となる直前の昭和56年12月までの国民年金保険料をすべて納付しており、53年4月から56年12月までの分の保険料は前納している上、申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年5月に払い出されており、当該時点で申立人は任意加入被保険者となるため、制度上は加入手続をした時点より前の月の保険料を納付することはできないにもかかわらず、52年5月までさかのぼって保険料が納付されていること、53年2月13日付け発行の「昭和52年度国民年金保険料納入通知書兼領収書」には52年5月から53年3月分の保険料の金融機関の領収印の日付が、すべて52年3月16日となっていることなど、申立人に係る国民年金の加入及び保険料納付に関する記録が適切に行われていなかった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 26 日から 38 年 8 月 25 日まで
60 歳の時に、社会保険事務所で年金の受給手続きを行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間当時は脱退手当金の制度について知らない上、退職後に会社とは連絡を取っておらず、脱退手当金をもらっていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 9 か月後の昭和 40 年 6 月 4 日に支給決定されている上、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票の申立人の前後の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 8 月 25 日の前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす申立人以外の 4 名に脱退手当金の支給記録が無いことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の性別は男性と記録されており、申立人の年金記録の記録管理において適切さを欠いているほか、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票の申立人の前後の女性のうち、社会保険庁のオンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者名簿及び被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人の被保険者名簿及び被保険者原票にはその表示が無い上、「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はいない

ことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和63年4月1日、資格喪失日が平成5年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成5年3月31日まで勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和63年4月1日、資格喪失日が平成5年4月1日とされ、当該期間のうち申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社から提出された資料から、申立人は同社に平成5年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、平成5年2月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月10日に申立てに係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の訂正届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る5年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたA社は、社会保険事務所の記録では、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年2月28日）及び資格取得日（昭和43年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月28日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険料は控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社の事業主等の供述により、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書に記載の厚生年金保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和43年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。しかしながら、A社が、昭和43年7月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となった際の被保険者には、同年2月

28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった時に被保険者資格を喪失した者がすべて含まれているほか、同社の従業員の供述により、申立期間当時も10名程度の従業員が勤務していたことがうかがえることから、同社は、申立期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社が申立期間において適用事業所としての要件を備えていながら、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年6月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年9月22日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年6月から同年9月までは150円、同年10月から22年5月までは180円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月は3,600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月から23年9月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務時及び退職に至った経過等の供述には具体性があり、また、申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社において勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号管理簿には、申立人が、昭和21年6月2日から23年9月22日までの期間について厚生年金保険被保険者資格を有している記録が記載されている。

また、上記の管理簿には、申立人に係るA社とは別の事業所において、昭和18年4月8日から20年9月15日までの期間及び21年6月2日から23年9月22日までの期間についての脱退手当金支給に関する記載がみられるが、当該期間に係る月数の合計は、脱退手当金を請求する際に要件とされる60か月に満たない56か月であるとともに、同時期における申立人の年齢は、脱退手当金が支給対象とされるための年齢要件である50歳に達していない上、社会

保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人に脱退手当金が支給されている記録が記載されていない。

さらに、上記の昭和 18 年 4 月 8 日から 20 年 9 月 15 日までの期間については、社会保険事務所が保管する A 社とは別の事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の加入記録が記載されており、社会保険庁のオンライン記録によると、当該期間の記録は申立人の年金額に反映されている上、脱退手当金の支給に係る記録は無い。

加えて、昭和 21 年 6 月 2 日から 23 年 9 月 22 日までの期間については、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間の加入記録が記載されていないほか、脱退手当金の支給記録も含めオンライン記録が無いなど、社会保険庁において、申立人の被保険者資格に係る記録管理が適切に行われていない。

これらを総合的に判断すると、A 社の事業主は、申立人が、同社において厚生年金保険の被保険者資格を昭和 21 年 6 月 2 日に取得し、23 年 9 月 22 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号管理簿に記載されている記録から、昭和 21 年 6 月から同年 9 月までは 150 円、同年 10 月から 22 年 5 月までは 180 円、同年 6 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月は 3,600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から13年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年3月31日より後の同年4月11日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、さかのぼって9万8,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業法人登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、申立人は、「自分は雇われ社長であり、権限は無かった。社会保険事務や経理には関与していなかった。」と供述しているところ、A社の従業員である実質的な経営者は、「厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務については、A社の監査役が権限を持って担当していた。申立人は、営業担当役員であり、社会保険業務への関与や影響力はなかった。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管する滞納処分票の記載内容によると、上記の監査役及び実質的な経営者の二人が複数回にわたり滞納保険料の処理について

社会保険事務所と交渉していたことが確認でき、これらのことから、申立人は、A社の社会保険事務について権限を有しておらず、上記の減額訂正にも関与していなかったと認められる。

以上の事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような^{そきゆう}遡及減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年3月から7年6月までは50万円、同年7月から9年1月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から9年2月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社においては取締役であったが、社会保険の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年3月から7年6月までは50万円、同年7月から9年1月までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年2月28日より後の同年5月9日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。しかし、A社の複数の役員と従業員、顧問税理士及び顧問弁護士は、「申立人は、営業担当の取締役であり、社会保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が上記の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような減額

訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年3月から7年6月までは50万円、同年7月から9年1月までは41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①の資格喪失日に係る記録を平成12年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を34万円に、申立期間②の資格喪失日に係る記録を13年5月1日に訂正し、同年3月及び4月の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④については、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成14年1月1日であると認められることから、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間③、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間③、⑤及び⑥の標準報酬月額に係る記録を34万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、⑤及び⑥に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年9月1日から同年10月1日まで
② 平成13年3月23日から同年5月1日まで
③ 平成13年5月1日から14年1月1日まで
④ 平成13年8月31日から14年1月1日まで
⑤ 平成14年1月1日から同年9月1日まで

⑥ 平成14年9月1日から15年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社(当初はB社、その後、C社、D社)に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び④の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。また、申立期間③、⑤及び⑥の標準報酬月額が実際に受けた給与額と一致していないことが判明した。同社には、平成10年7月から継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる源泉徴収票を提出するので、申立期間に係る厚生年金保険の記録及び標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出のあった源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間①もB社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、源泉徴収票の社会保険料等の金額から、34万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、B社は、平成12年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。しかし、商業登記簿謄本の記録により、同社は申立期間①において法人であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①当時の代表者の所在が不明であるため確認できないが、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる。また、B社が加入していた健康保険組合の記録において、申立人の資格喪失日が平成12年9月1日であることから、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人から提出のあった源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間②もC社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、源泉徴収票の社会保険料等

の金額及び平成13年2月の社会保険庁の記録から、34万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、C社は、平成13年3月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。しかし、商業登記簿謄本の記録により、同社は申立期間②において法人であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②当時の代表者の所在が不明であるため確認できないが、申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年3月及び4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間④については、申立人から提出のあった源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間④も継続してD社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、D社は平成13年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人の資格喪失日について、いったん14年1月1日と記録されたにもかかわらず、同年2月15日に13年8月31日にさかのぼって資格を喪失した旨の訂正処理がなされている。そして、同事業所の被保険者の中には、申立人と同様に、さかのぼって資格喪失日を13年8月31日とする訂正処理が行われている者が複数名確認できる。このように資格の喪失処理をさかのぼって訂正する合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において不合理な処理が行われたと認められる。

また、D社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年8月31日以降においても、商業登記簿謄本の記録により、申立期間④において法人であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成13年8月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た14年1月1日であると認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間③については、申立人から提出のあった源泉徴収票の社会保険料

等の金額から判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上記源泉徴収票の社会保険料等の金額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間③当時の代表者の所在が不明であるため当時の事務処理等について確認できないが、上記源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間③の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間⑤については、申立人から提出のあった源泉徴収票及び給与明細書の社会保険料等の金額から判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、上記源泉徴収票の社会保険料等の金額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間⑤当時の代表者の所在が不明であるため当時の事務処理等について確認できないが、上記源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間⑤の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 6 申立期間⑥については、申立人から提出のあった源泉徴収票及び給与明細書の社会保険料等の金額から判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑥の標準報酬月額については、上記源泉徴収票の社会保険料等の金額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記源泉徴収票

において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成14年9月から15年3月までの約半年間にも及ぶ期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①の資格喪失日に係る記録を平成12年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を50万円に、申立期間②の資格喪失日に係る記録を平成13年5月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を50万円に、同年4月の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④については、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成14年1月10日であると認められることから、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間③、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を平成13年5月は53万円に、同年6月から12月までの期間は50万円に、申立期間⑤の標準報酬月額に係る記録を14年1月から同年3月までの期間は50万円、同年4月は53万円、同年5月から同年8月までの期間は50万円に、申立期間⑥の標準報酬月額に係る記録を14年9月及び同年10月は50万円に、同年11月から15年3月までの期間は47万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、⑤及び⑥に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成12年9月1日から同年10月1日まで
② 平成13年3月23日から同年5月1日まで
③ 平成13年5月1日から14年1月10日まで
④ 平成13年8月31日から14年1月10日まで
⑤ 平成14年1月10日から同年9月1日まで
⑥ 平成14年9月1日から15年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（当初はB社、その後、C社、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び④の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。また、申立期間③、⑤及び⑥の標準報酬月額が実際に受けた給与額と一致していないことが判明した。同社には、昭和49年10月から継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、申立期間に係る厚生年金保険の記録及び標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出のあった源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間①もB社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、源泉徴収票の社会保険料等の金額から、50万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、B社は、平成12年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。しかし、商業登記簿謄本の記録により、同社は申立期間①において法人であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①当時の代表者の所在が不明であるため確認できないが、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる。また、B社が加入していた健康保険組合の記録において、申立人の資格喪失日が平成12年9月1日であることから、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間②もC社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成13年3月の標準報酬月額は50万円、同年4月の標準報酬月額は47万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、C社は、平成13年3月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。しかし、商業登記簿謄本の記録により、同社は申立期間②において法人であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②当時の代表者の所在が不明であるため確認できないが、申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年3月及び4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間④については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間④も継続してD社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、D社は平成13年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人の資格喪失日について、いったん14年1月10日と記録されたにもかかわらず、同年2月15日に13年8月31日にさかのぼって資格を喪失した旨の訂正処理がなされている。そして、同事業所の被保険者の中には、申立人と同様に、さかのぼって資格喪失日を13年8月31日とする訂正処理が行われている者が複数名確認できる。このように資格の喪失処理をさかのぼって訂正する合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において不合理な処理が行われたと認められる。

また、D社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年8月31日以降においても、商業登記簿謄本の記録により、申立期間④において法人であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成13年8月31日に資

格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た14年1月10日であると認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間③については、申立人から提出のあった給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額により、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上記給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成13年5月の標準報酬月額は53万円、同年6月から同年12月までの期間は50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間③当時の代表者の所在が不明であるため当時の事務処理等について確認できないが、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間③の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間⑤については、申立人から提出のあった給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額により、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、上記給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成14年1月から同年3月まで期間は50万円、同年4月は53万円、同年5月から同年8月までの期間は50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間⑤当時の代表者の所在が不明であるため当時の事務処理等について確認できないが、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間⑤の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業

主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 6 申立期間⑥については、申立人から提出のあった給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額により、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑥の標準報酬月額については、上記給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成14年9月及び同年10月は50万円、同年11月から15年3月までの期間は47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成14年9月から15年3月までの約半年間にも及ぶ期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①の資格喪失日に係る記録を平成12年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を30万円に、申立期間②の資格喪失日に係る記録を13年5月1日に訂正し、同年3月及び4月の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④については、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成14年1月1日であると認められることから、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間③、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を平成13年5月から同年7月までの期間は30万円に、同年8月から同年12月までの期間は32万円に、申立期間⑤の標準報酬月額に係る記録を14年1月から同年8月までの期間は32万円に、申立期間⑥の標準報酬月額に係る記録を14年9月及び同年10月は32万円に、同年11月から15年8月までの期間は28万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、⑤及び⑥に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年9月1日から同年10月1日まで

- ② 平成 13 年 3 月 23 日から同年 5 月 1 日まで
- ③ 平成 13 年 5 月 1 日から 14 年 1 月 1 日まで
- ④ 平成 13 年 8 月 31 日から 14 年 1 月 1 日まで
- ⑤ 平成 14 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
- ⑥ 平成 14 年 9 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（当初はB社、その後、C社、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び④の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。また、申立期間③、⑤及び⑥の標準報酬月額が実際に受けた給与額と一致していないことが判明した。同社には、継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、申立期間に係る厚生年金保険の記録及び標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①もB社に継続して勤務していたことが確認できる。また、上記複数の同僚の給与明細書から保険料控除が確認できることから、申立人においても申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、平成 12 年 8 月の社会保険事務所の記録から、30 万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、B社は、平成 12 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。しかし、商業登記簿謄本の記録により、同社は申立期間①において法人であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①当時の代表者の所在が不明であるため確認できないが、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる。また、B社が加入していた健康保険組合の記録において、申立人の資格喪失日が平成 12 年 9 月 1 日であることから、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人から提出のあった源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間②もC社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、源泉徴収票の社会保険料等の金額から、30万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、C社は、平成13年3月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。しかし、商業登記簿謄本の記録により、同社は申立期間②において法人であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②当時の代表者の所在が不明であるため確認できないが、申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間④については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間④も継続してD社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、D社は平成13年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人の資格喪失日について、いったん14年1月1日と記録されたにもかかわらず、同年2月15日に13年8月31日にさかのぼって資格を喪失した旨の訂正処理がなされている。そして、同事業所の被保険者の中には、申立人と同様に、さかのぼって資格喪失日を13年8月31日とする訂正処理が行われている者が複数名確認できる。このように資格の喪失処理をさかのぼって訂正する合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において不合理な処理が行われたと認められる。

また、D社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年8月31日以降においても、商業登記簿謄本の記録により、申立期間④において法人であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成13年8月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た14年1月1日であると認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間③については、申立人から提出のあった源泉徴収票及び給与明細書の社会保険料等の金額から判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上記源泉徴収票の社会保険料等の金額から、平成13年5月から同年7月までの期間は30万円、同年8月から同年12月までの期間は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間③当時の代表者の所在が不明であるため当時の事務処理等について確認できないが、上記源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間③の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間⑤については、申立人から提出のあった源泉徴収票及び給与明細書の社会保険料等の金額から判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、上記源泉徴収票の社会保険料等の金額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間⑤当時の代表者の所在が不明であるため当時の事務処理等について確認できないが、上記源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間⑤の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 6 申立期間⑥については、申立人から提出のあった源泉徴収票及び給与明細書の社会保険料等の金額から判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが

認められる。

また、申立期間⑥の標準報酬月額については、源泉徴収票の社会保険料等の金額から判断すると、平成14年9月及び同年10月は32万円、同年11月から15年8月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成14年9月から15年8月までの約1年間にも及ぶ期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①の資格喪失日に係る記録を平成12年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を30万円に、申立期間②の資格喪失日に係る記録を平成13年4月15日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④については、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成14年1月1日であると認められることから、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間③、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を平成13年4月から同年9月までの標準報酬月額は30万円に、同年10月から同年12月までの期間は28万円に、申立期間⑤の標準報酬月額に係る記録を14年1月から同年8月までの期間は28万円に、申立期間⑥の標準報酬月額に係る記録を14年9月から15年3月までの期間は28万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、⑤及び⑥に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年9月1日から同年10月1日まで
② 平成13年3月23日から同年4月15日まで

- ③ 平成 13 年 4 月 15 日から 14 年 1 月 1 日まで
- ④ 平成 13 年 8 月 31 日から 14 年 1 月 1 日まで
- ⑤ 平成 14 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
- ⑥ 平成 14 年 9 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（当初はB社、その後、C社、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び④の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。また、申立期間③、⑤及び⑥の標準報酬月額が実際に受けた給与額と一致していないことが判明した。同社には、平成 8 年 6 月から継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、申立期間に係る厚生年金保険の記録及び標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間①もB社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、B社は、平成 12 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。しかし、商業登記簿謄本の記録により、同社は申立期間①において法人であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①当時の代表者の所在が不明であるため確認できないが、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる。また、B社が加入していた健康保険組合の記録において、申立人の資格喪失日が平成 12 年 9 月 1 日であることから、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人から提出のあった銀行通帳及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間②もC社に継続して勤務し、申立期間②

に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、源泉徴収票の社会保険料等の金額から、30万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、C社は、平成13年3月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。しかし、商業登記簿謄本の記録により、同社は申立期間②において法人であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②当時の代表者の所在が不明であるため確認できないが、申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間④については、申立人から提出のあった銀行通帳及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間④も継続してD社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、D社は平成13年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人の資格喪失日について、いったん14年1月1日と記録されたにもかかわらず、同年2月15日に13年8月31日にさかのぼって資格を喪失した旨の訂正処理がなされている。そして、同事業所の被保険者の中には、申立人と同様に、さかのぼって資格喪失日を13年8月31日とする訂正処理が行われている者が複数名確認できる。このように資格の喪失処理をさかのぼって訂正する合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において不合理な処理が行われたと認められる。

また、D社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年8月31日以降においても、商業登記簿謄本の記録により、申立期間④において法人であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成13年8月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た14年1月1日であると認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の

記録から、26万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間③については、申立人から提出のあった銀行通帳及び源泉徴収票の社会保険料等の金額により、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上記源泉徴収票の社会保険料等の金額から、平成13年4月から同年9月までの期間は30万円、同年10月から同年12月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間③当時の代表者の所在が不明であるため当時の事務処理等について確認できないが、上記源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間③の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間⑤については、申立人から提出のあった銀行通帳及び源泉徴収票の社会保険料等の金額により、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、上記源泉徴収票の社会保険料等の金額等から、平成14年1月から同年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間⑤当時の代表者の所在が不明であるため当時の事務処理等について確認できないが、上記源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間⑤の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 6 申立期間⑥については、申立人から提出のあった銀行通帳及び源泉徴収票の社会保険料等の金額により、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑥の標準報酬月額については、上記銀行通帳及び源泉徴収票の社会保険料等の金額等から、平成14年9月から15年3月までの期間は

28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、銀行通帳及び源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成14年9月から15年3月までの約半年間にも及ぶ期間にわたり一致していないことから、事業主は、銀行通帳及び源泉徴収票で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年10月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では営業担当の取締役であり、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人が主張する59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年10月21日）の後の平成8年11月20日付けで、申立人を含む2名の標準報酬月額が7年10月1日にさかのぼって訂正されており、申立人の場合、30万円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成8年11月20日に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の従業員は、「申立人は、申立期間当時、営業担当取締役であり、経営には関与しておらず、厚生年金保険関係事務は他の者が担当していた。」と供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正が

あったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から同年10月31日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年8月及び同年9月は11万8,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月31日の後の6年3月7日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、5年8月及び同年9月は8万円へと訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、当該訂正処理が行われた当時、役員ではなかったことが確認できる上、当時の同社の従業員は、申立人は営業担当であり、社会保険関係の手続には関与していなかった旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た11万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成11年6月30日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、給与明細書及び事業所の回答により、申立人は、A社に平成11年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って届け出たとしていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成11年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、

申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月1日から同年7月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月21日から7年7月26日まで
② 平成8年2月7日から同年7月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答もらった。平成6年12月21日に同社に入社し、8年7月末まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった失業保険金受給資格者証及びA社からの給与振込みを示す預金通帳の履歴から、申立人は、申立期間①も同社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間①のうち、平成7年1月から同年6月までの期間については、当該預金通帳に記録されている当該期間の給与振込額は、申立人がA社において厚生年金保険に加入していた期間の給与振込額と同額であることから、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、平成7年7月の社会保険庁のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

他方、申立期間①のうち、平成6年12月については、当該預金通帳に記録されている同月の給与振込額は、申立人がA社において厚生年金保険に加入していた期間の給与振込額と異なる。

また、A社の事業主は、当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社の当時の経理担当者は、申立人のことを記憶しておらず、当時の同社の厚生年金保険加入の取扱いについても記憶していないと回答している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「平成8年3月ごろに、社長からA社が破産したとの報告を受け、後始末に奔走していたが、会社から給与は支払われていなかった。」と供述しているところ、当該預金通帳の履歴から、当該期間は、A社から給与が支払われていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①のうち平成6年12月及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額額は申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を平成6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から8年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から8年5月1日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した平成6年2月1日から8年5月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年2月から8年1月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、6年2月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から8年1月までの期間は59万円とされていたが、同年2月23日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が^{そきゅう}遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、20万円に記録訂正されていることが確認できる。

また、当時、A社において社会保険関係を担当していた社員は、「平成8年ころに厚生年金保険料を滞納していた。」ことを記憶している。

さらに、申立人は取締役であったが、当時の他の取締役は、「申立人は営業部長であり、社会保険事務には関与していなかった。」旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、平成8年2月23日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る

標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た6年2月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から8年4月までの期間は59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額額は申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を平成6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から8年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から8年5月1日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した平成6年2月1日から8年5月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年2月から8年1月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、6年2月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から8年1月までの期間は59万円とされていたが、同年2月23日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が^{そきゅう}遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、20万円に記録訂正されていることが確認できる。

また、当時、A社において社会保険関係を担当していた社員は、「平成8年ころに厚生年金保険料を滞納していた。」ことを記憶している。

さらに、申立人は取締役であったが、当時の他の取締役は、「申立人は営業担当専務であり、社会保険事務には関与していなかった。」旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、平成8年2月23日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。この

ため、当該遡^{そきゆう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額^{そきゆう}は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た6年2月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から8年4月までの期間は59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から9年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、社会保険事務所に届け出た金額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年3月31日より後の同年4月24日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額は、8年5月から9年2月までの期間、59万円が14万2,000円に遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の監査役であったことが確認でき、申立人は、厚生年金保険料の滞納があったことを認識しており、同社の代表取締役は、申立人が経理及び社会保険事務の責任者であったと供述している。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立人はA社を平成9年4月2日に既に退職していることが確認でき、また、同社の任意整理の手続を行った弁護士は、同年4月3日付けで、当該手続を受任し、その後、同社の代表者印を預かっていたとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認めら

れず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月12日から52年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を51年10月12日、資格喪失日を52年4月1日とし、標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から52年6月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。保険料控除が確認できる給与明細書等があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の昭和51年10月、同年11月の給与明細書、同年12月の賞与明細書及び同社の従業員が「申立人が少なくとも52年3月ごろまで、同社に勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間のうち、昭和51年10月12日から52年3月31日までの期間については、同社に勤務していることが推認できる。

また、A社の元経理担当者は、「給与明細書は、同社のものに間違いなく、社会保険の手続きはきちんと行っていた。」と供述しており、事業主が記憶していた申立人と同一部署に配属されていた従業員4人、及び当該同僚が記憶している別の部署の従業員3人すべてに厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人は申立期間のうち、昭和51年10月12日から52年4月1日ま

での期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び、報酬月額に見合う標準報酬月額から、標準報酬月額を12万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が無く、A社が被保険者資格の取得、喪失及び保険料納付を行ったかは不明であるとしているが、申立期間の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年10月から52年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和51年9月1日から同年10月11日までの期間については、上記給与規則及び同年51年10月分の給与明細書から、申立人が同社に勤務したことが確認できない。

また、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの期間については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び経理担当者は、資料を保存しておらず、さらに、申立期間の後に厚生年金保険の加入記録があるB社及びC社も資料を保存しておらず、これらの会社や事業主等から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和51年9月1日から同年10月11日までの期間及び52年4月から同年6月までの期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成2年8月から3年2月までは32万円に、同年3月から同年6月までは36万円に、同年7月から5年6月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から5年7月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、社会保険事務所に届け出た金額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、平成4年2月7日付けで、2年8月から3年2月までの期間は32万円が20万円に、同年3月から同年6月までの期間は36万円が20万円に、同年7月から4年6月までの期間は41万円が20万円に、申立人を含む4人の標準報酬月額が引き下げられ、さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年7月31日より後の同年8月9日付けで、3年7月から4年6月までの期間は20万円が8万円に、同年7月から5年6月までの期間は41万円が8万円に、申立人を含む5人の標準報酬月額が遡及^{そきゆう}して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は平成3年10月から4年11月30日まで同社の監査役であったことが確認できるが、同社の複数の取締役は、申立人には経理上の権限はなかったとしている。

また、A社の取締役は、4年2月ごろには同社の業績が悪化し、給与の遅配があり、その当時同社では社会保険料の滞納があったとしている。

これらを総合的に判断すると、平成4年2月7日及び5年8月9日付けで行われた減額訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該減額訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該減額訂正処理の結果として記録されている申立人の標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年8月から3年2月までは32万円に、同年3月から同年6月までは36万円に、同年7月から5年6月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成3年7月から6年10月までは53万円に、同年11月から7年11月までは59万円に、同年12月から9年12月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年7月1日から10年1月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年1月31日より後の同年3月6日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額は、3年7月から6年10月までの期間は53万円が8万円に、同年11月から7年11月までの期間は59万円が9万2,000円に、同年12月から9年12月までの期間は30万円が9万2,000円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人を含む2人が同社の代表取締役であったことが確認できるが、同社の経理担当者は、申立人は営業担当役員であり、社会保険関係の業務は経理担当取締役が担当しており、もう一人の代表取締役が同社の代表者印を保管していたとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の滞納処分票によると、平成9年7月から10年2月までの期間の厚生年金保険料の滞納について、A社の経理担当取締役が社会

保険事務所と協議していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年7月から6年10月までは53万円に、同年11月から7年11月までは59万円に、同年12月からは9年12月までは30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成9年5月から10年3月までは32万円に、同年4月から同年7月までは41万円に、同年8月から11年3月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から11年4月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、社会保険事務所に届け出た金額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成11年4月30日より後の同年5月18日付けで、申立人の標準報酬月額は、9年5月から10年3月までの期間は32万円が9万2,000円に、同年4月から同年7月までの期間は41万円が9万2,000円に、同年8月から11年3月までの期間は47万円が9万2,000円にそれぞれ遡及^{そくきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本には、申立人の氏名が記載されていないことから、同社の役員ではなかったことが確認でき、加えて、同社の取締役は、申立人が社会保険の手続に関する権限を有しておらず、上記訂正には関与していなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年5月から10年3月までは32万円に、同年4月か

ら同年7月までは41万円に、同年8月から11年3月までは47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成3年7月から6年10月までは53万円に、同年11月から7年11月までは59万円に、同年12月から9年12月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年7月1日から10年1月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年1月31日より後の同年3月6日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額は、3年7月から6年10月までの期間は53万円が8万円に、同年11月から7年11月までの期間は59万円が9万2,000円に、同年12月から9年12月までの期間は30万円が9万2,000円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の経理担当者は、申立人は営業担当役員であり、社会保険関係の業務には従事していなかったとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の滞納処分票によると、平成9年7月から10年2月までの期間の厚生年金保険料の滞納について、A社の経理担当取締役が社会保険事務所と協議していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年7月から6年10月までは53万円に、同年11月から7年11月までは59万円に、同年12月からは9年12月までは30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年1月30日まで

社会保険事務所の戸別訪問を受け、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが判明した。同社ではB職担当の取締役であり、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年1月31日の後の同年3月6日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、12万6,000円に訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の従業員は、「申立人は、申立期間当時、B職を担当しており、社会保険の手続きは事業主が行っていた。」と供述していることから、申立人が標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を昭和63年2月から同年9月までは41万円、同年10月から平成2年1月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月1日から平成2年2月28日まで
社会保険事務所の戸別訪問を受け、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが判明した。同社では荷役作業員の手配等、港湾現場で仕事をしており、社会保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、昭和63年2月から同年9月までの期間については41万円、同年10月から平成2年1月までの期間については44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった2年2月28日の後の同年3月8日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、昭和63年2月から平成元年11月までの期間は6万8,000円、同年12月から2年1月までの期間は8万円に訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の従業員は、「申立人の業務は港湾で荷役の現場監督であり、社会保険の手続関係は事業主の母親が行っていた。」と供述していることから、申立人が標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和 63 年 2 月から同年 9 月までの期間については 41 万円、同年 10 月から平成 2 年 1 月までの期間については 44 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年8月20日から同年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における資格取得日に係る記録を昭和21年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を510円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年6月1日から21年9月1日まで
②昭和22年11月1日から23年10月1日まで
③昭和28年11月30日から30年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうちの申立期間②及びD社E工場に勤務した期間のうちの申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和14年にA社に入社してから、D社E工場、F事業所と途切れることなく勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和21年8月20日から同年9月1日までの期間について、B社から提出された職員名簿及び勤務証明書並びに同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人がA社に同年8月20日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年9月の社会保険事務所の記録から、510円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①のうち、昭和19年6月1日から21年8月20日までの期間について、上記の職員名簿及び勤務証明書により、申立人が、14年4月10日に、G国のA社に外地採用で入社し、当該期間においては、同社の事業を継承したA社H工場及びI工場勤務していたことは認められる。

しかし、当時、厚生年金保険法が適用される区域は「内地」である現在の日本国内に限られ、「外地」であるA社H工場及びI工場は厚生年金保険法の適用が無かった。

また、B社は、当時、「外地」採用者を厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①のうち、昭和19年6月1日から21年8月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人の妻は、申立人は昭和23年9月末まで新A社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、上記の職員名簿及び勤務証明書によると、申立人の退職日は昭和22年10月31日と記録されており、社会保険事務所の記録と符合する。

なお、申立人の妻は、昭和24年4月に長男が小学校に入学し、その直前に家族でJ市に転居し、申立人はそのころからD社E工場に勤務したと記憶しているところ、社会保険事務所の記録によると、23年10月1日から同社E工場での加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人の妻は、申立人が昭和 30 年 3 月末まで D 社 E 工場に勤務していたと申し立てている。

しかし、D 社は既に解散しており、当時の代表者の連絡先も不明であることから、同社及び代表者から申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の妻は、申立人の同僚を記憶していないため、社会保険事務所の D 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員のうち、所在が判明した一人に照会したものの、回答を得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額より低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年3月31日より後の同年4月8日付けで、申立人及び申立人の夫で代表取締役の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。しかし、社会保険事務所において、このような減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から同社の取締役であったことが確認できるが、同社の役員及び従業員は、申立人は、同社が経営するホテルの掃除とベッドメイクを担当し、社会保険関係の業務には従事していなかった旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から30万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成6年3月から7年5月までの期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から8年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成6年3月1日から7年6月30日まで
②平成7年7月1日から10年3月21日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間①の標準報酬月額が20万円、申立期間②の標準報酬月額が平成7年7月から8年9月が26万円、同年10月から9年9月が28万円、同年10月から10年2月が30万円となっているが、その間には月額約50万円程度の給与をもらっていた。実際に支払われた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年6月30日より後の同年8月2日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録が、さかのぼって減額訂正されており、

申立人の場合、申立期間①に係る標準報酬月額は、20 万円に減額訂正されていることが確認できる。しかし、社会保険事務所において、このような減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成6年5月17日に同社の取締役役に就任したことが確認できるが、ほかの複数の取締役は、申立人は営業担当の取締役であり、同社の社会保険事務手続及び給与計算には関与していなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の53万円とすることが必要と認められる。

2 社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、平成7年7月から8年9月までは26万円、同年10月から9年9月までは28万円、同年10月から10年2月までは30万円と記録されている。

しかし、B社における源泉控除は翌月控除方式が採用されていたと推認されること並びに申立人及び複数の役員が賞与はなかった旨供述していることを踏まえ、申立人から提出のあった平成7年分給与所得の源泉徴収票及び平成9年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書から計算すると、申立期間②のうち、平成7年7月から8年12月までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の元代表者は、不明としているが、上記の源泉徴収票及び特別徴収税額の通知書において確認できる報酬額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、源泉徴収票において確認できる報酬額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成9年1月から10年3月については、申立人から提出のあった平成10年度市民税・県民税納税通知書における社会保険料の控除額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額（厚生年金保険料、健康保険料等の合計額）とおおむね一致していることが確認できる。

このことから判断すると、申立期間②のうち、平成9年1月から10年3月までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の資格取得日に係る記録を昭和46年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月13日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年5月は2万8,000円に、同年6月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月1日から同年7月13日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。給与は関連会社であるA社から支給されており、当時の給与明細もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、申立期間当時の事業主及び同僚の供述から、申立人は、B社に勤務し（給与は、同社の関連会社であるA社が支給）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人が勤務していたB社は、申立期間については社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかし、当時の代表者は、申立期間当時、B社に勤務していたが、給与はA社から支払われていたとし、同人はA社において厚生年金保険の被保険者の記録があることから、申立人も申立期間について、A社において厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額から、昭和46年5月は2万8,000円に、同年6月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年8月10日に、資格喪失日に係る記録を22年7月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和21年8月から22年5月までは60円、同年6月は200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月10日から22年7月4日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社C支店(D駐在)に在籍中に出征、復員後に同社B支店に復職し、退職するまで勤務していたので申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった役職員名簿、同社の回答及び同僚の供述から、申立人が、申立期間当時、A社B支店に勤務していたことが推認される。また、社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の同社における資格喪失日は昭和21年8月10日、その原因欄に「転勤」と記載されていることから判断すると、申立人は、同日以降の申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、現在のA社は、上記役職員名簿について、昭和22年7月まで当時のA社に正社員として在籍していた従業員の名簿であり、正社員については厚生年金保険に加入されていたものと供述している。

さらに、社会保険事務所の被保険者名簿の記録から、申立人と同様にA社C

支店からB支店へ異動したことが確認できる従業員を含め、同社内において、同社B支店へ異動したことが確認できる従業員の多くが、厚生年金保険期間が継続して記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の資格喪失日については、A社から提出のあった役職員名簿の記録及び申立人は昭和22年7月に退職したと供述していることから、同年7月4日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年7月の社会保険事務所の記録から、21年8月から22年5月までの期間は60円、同年6月は200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年8月から22年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成2年8月及び同年9月は44万円、同年10月から4年4月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から4年5月1日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、取締役（監査役）として勤務していたが、厚生年金保険の事務に関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年8月及び同年9月は44万円、同年10月から4年4月までの期間は47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年5月1日の後の同年8月7日に、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録がさかのぼって28万円へと減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の登記簿謄本から取締役であったことが確認できる。しかしながら、代表取締役及び従業員から、申立人は経理担当役員であったが、事業所を閉鎖した平成4年4月30日以降、同社に出勤しておらず、その後の同社に係る残務処理には関与していないとの供述が得られていることから、申立人は、標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年8月及び同年9月は44万円、同年10月から4年4月までの期間は47万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成4年3月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から4年3月16日まで

社会保険事務所の調査により、申立期間のうち、平成3年3月から同年11月までの期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。また、3年12月31日から4年3月16日までの期間が未加入となっている。そのため、申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は、平成4年3月15日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年12月31日の後の4年3月4日に、さかのぼって、申立人を含む17名の標準報酬月額が減額されており、申立人の場合、当初、平成3年3月から同年11月までの期間は53万円と記録されていた標準報酬月額が24万円へと減額訂正され、同日において、申立人を含む6名の同社における資格喪失日が全喪日と同日の同年12月31日と記録されている。

なお、A社に係る商業登記簿によると、同社は、適用事業所でなくなった平成3年12月31日の後も法人であったことが確認できることから、厚生年金保険

の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記の資格喪失及び標準報酬月額の見直しに係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録は、雇用保険の記録から平成4年3月16日に訂正し、標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た記録から、3年3月から4年2月までの期間は53万円とすることが必要である。

東京厚生年金 事案5456

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から5年2月28日まで

社会保険事務所職員による戸別訪問で、A社に勤務した期間のうち、平成4年5月から5年1月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年5月から5年1月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年2月28日）の後の同年3月10日付けで、申立人及び取締役2名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間について9万8,000円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年5月から5年1月までの期間は53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年8月1日、資格喪失日が平成元年2月25日とされ、当該期間のうち、平成元年1月25日から同年2月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格喪失日を同年2月25日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月25日から同年2月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（平成元年2月25日にA社C支店から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年12月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格喪失日を平成

元年1月25日から同年2月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年9月2日、資格喪失日が57年3月25日とされ、当該期間のうち、57年2月25日から同年3月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格喪失日を同年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月25日から同年3月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和57年3月25日にA社C支店から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年1月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格喪失日を昭和57年2月25日から同年3月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年3月26日、資格喪失日が同年9月25日とされ、当該期間のうち、54年8月25日から同年9月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格喪失日を同年9月25日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月25日から同年9月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年9月25日にA社C支店から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年7月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格喪失日を昭和54年8月25日から同年9月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和53年8月21日、資格喪失日が同年11月25日とされ、当該期間のうち、53年10月25日から同年11月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格喪失日を同年11月25日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年11月25日にA社C支店から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年9月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格喪失日を昭和53年10月25日から同年11月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和58年5月25日、資格喪失日が59年6月1日とされ、当該期間のうち、58年5月25日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月25日から同年6月1日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和58年5月25日にC社（現在は、B社）D事業所から子会社のA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年6月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社に係る資格取得日を昭和58年6月1日から同年5月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和52年6月25日、資格喪失日が54年2月25日とされ、当該期間のうち、54年1月25日から同年2月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年2月25日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月25日から同年2月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年2月25日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年12月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和54年1月25日から同年2月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年5月25日、資格喪失日が53年3月25日とされ、当該期間のうち、50年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月25日から同年6月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年5月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年6月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭

和 50 年 6 月 25 日から同年 5 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 2 月 12 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年5月25日、資格喪失日が53年3月25日とされ、当該期間のうち、50年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月25日から同年6月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年5月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年6月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日

を昭和 50 年 6 月 25 日から同年 5 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 2 月 12 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事務所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年12月25日、資格喪失日が48年4月25日とされ、当該期間のうち、47年12月25日から48年1月8日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事務所における資格取得日を47年12月25日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月25日から48年1月8日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年12月25日にA社本社から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事務所に係る資格取得日を昭和48年1月8日から47年12月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事務所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年12月25日、資格喪失日が48年4月25日とされ、当該期間のうち、47年12月25日から48年1月8日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事務所における資格取得日を47年12月25日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月25日から48年1月8日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年12月25日にA社本社から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事務所に係る資格取得日を昭和48年1月8日から47年12月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年7月25日、資格喪失日が58年1月1日とされ、当該期間のうち、54年7月25日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を同年7月25日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月25日から同年8月1日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年7月25日にC社（現在は、B社）D事業所から子会社のA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年8月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社に係る資格取得日を昭和 54 年 8 月 1 日から同年 7 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 2 月 12 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年8月1日、資格喪失日が平成元年2月25日とされ、当該期間のうち、平成元年1月25日から同年2月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格喪失日を同年2月25日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月25日から同年2月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（平成元年2月25日にA社C支店から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年12月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格喪失日を平成元年1月25日から同年2月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年7月25日、資格喪失日が55年6月25日とされ、当該期間のうち、55年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格喪失日を同年6月25日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月25日から同年6月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年6月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年4月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格喪失日を昭和

55年5月25日から同年6月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年7月25日、資格喪失日が55年6月25日とされ、当該期間のうち、55年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格喪失日を同年6月25日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月25日から同年6月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年6月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年4月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格喪失日を昭和

55年5月25日から同年6月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和58年2月25日、資格喪失日が62年7月25日とされ、当該期間のうち、62年6月24日から同年7月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格喪失日を同年7月25日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月24日から同年7月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和62年7月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年5月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格喪失日を昭和

62年6月24日から同年7月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年5月25日、資格喪失日が59年5月25日とされ、当該期間のうち、55年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月25日から同年6月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年5月25日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年6月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和55年6月25日から同年5月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年5月25日、資格喪失日が53年3月25日とされ、当該期間のうち、50年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月25日から同年6月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年5月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年6月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日

を昭和 50 年 6 月 25 日から同年 5 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 2 月 12 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年5月25日、資格喪失日が53年3月25日とされ、当該期間のうち、50年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月25日から同年6月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年5月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年6月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日

を昭和 50 年 6 月 25 日から同年 5 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 2 月 12 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年6月25日、資格喪失日が55年6月25日とされ、当該期間のうち、55年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格喪失日を同年6月25日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月25日から同年6月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年6月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年4月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格喪失日を昭和

55年5月25日から同年6月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年6月25日、資格喪失日が57年7月25日とされ、当該期間のうち、57年6月25日から同年7月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格喪失日を同年7月25日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月25日から同年7月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和57年7月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年5月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格喪失日を昭和

57年6月25日から同年7月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年10月1日、資格喪失日が51年11月25日とされ、当該期間のうち、51年10月25日から同年11月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年11月25日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月25日から同年11月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和51年11月25日にA社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年9月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和51年10月25日から同年11月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録のうち、昭和55年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月25日から同年6月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年5月25日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年6月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日

を昭和 55 年 6 月 25 日から同年 5 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 2 月 12 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和59年4月25日、資格喪失日が60年2月25日とされ、当該期間のうち、60年1月25日から同年2月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格喪失日を同年2月25日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月25日から同年2月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和60年2月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年12月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格喪失日を昭和

60年1月25日から同年2月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月12日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年5月1日、資格喪失日に係る記録を34年5月7日とし、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から34年5月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いが、当時の同僚等の氏名を記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた複数の元同僚は、「申立人はA社に正社員で勤務していた。」と回答しており、一人は、「申立人は申立期間に同社で勤務していた。」と供述している。

また、A社の複数の元同僚は、「同社では試用期間が無く、入社と同時に社会保険に加入した。」と供述しており、社会保険事務所が管理する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人が記憶しているすべての元同僚が同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時の同年代の同僚の標準報酬月額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届を提出した場合、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年5月から34年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月2日から同年10月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらったが、昭和48年6月1日にA社に入社し、同年10月30日まで継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役は、「申立人は、昭和48年6月1日から同年10月末まで同社で勤務していた。申立人の申立期間に係る保険料控除は適切に行われていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が社会保険事務所に対し、申立人が昭和48年6月1日付けで資格喪失した旨を届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人の資格喪失日を同年6月2日と記録

し、申立人に係る同年7月から9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和29年11月1日、資格喪失日は30年1月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月1日から30年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和29年11月1日から同年12月末日まで勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と片仮名の読みが1字違いで生年月日が1年相違するものの、漢字では同姓同名の被保険者記録があり、当該被保険者記録の資格取得日は29年11月1日、資格喪失日は30年1月1日と記載され、申立期間と一致する未統合の記録がある。

一方、申立人は、「申立期間当時、仕事上、少しでも若く見せるため、会社には生年月日を若く申告していたこともある。」旨供述している。

また、社会保険事務所のA社における被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、申立人と同時期に入社したことを記憶している旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人と同姓同名の被保険者記録は、申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険

者名簿に記載されている未統合の申立人と認められる者の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月1日から平成元年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが判明した。同社では営業担当の取締役であり、社会保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和62年9月から平成元年2月までの期間について47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成元年7月31日）の後の平成元年8月4日に、申立人を含む7名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合は、申立期間に係る標準報酬月額の記録が16万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、昭和59年12月11日からA社が平成元年7月*日に破産するまでの期間において、A社の取締役であったことが確認できる。しかし、申立人及びA社の複数の取締役によると、申立人は、申立期間当時、主に不動産関係の営業担当取締役として勤務し、社会保険業務にはかかわっておらず、上記訂正処理が行われた当時には、既にA社を退職していたと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたと

は考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が標準報酬月額をさかのぼって訂正する処理を行うべき合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和56年8月について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人における資格喪失日に係る記録を昭和56年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月3日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち昭和56年9月の加入記録が無く、また、同年8月の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和56年8月については、申立人が提出した昭和56年8月分の給与支払明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社における事業が廃止されており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 雇用保険の記録及び申立人が提出したA社に係る給与支払明細書から、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給与支払明細書の報酬額から16万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所のA社に係る記録によると、同社は、昭和56年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。しかし、同社は、商業登記簿謄本から当該期間についても法人事業所であり、5名以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から5年9月30日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。標準報酬月額の引き下げについては、全く関知していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成5年9月30日)の後の平成5年10月19日付けで、申立人の同年8月の標準報酬月額が53万円から38万円に引き下げられており、同年10月21日付けで、4年5月から5年7月までの期間の標準報酬月額が、53万円から8万円に、同年8月の標準報酬月額が、38万円から8万円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、同社は、当該訂正処理日前の平成5年8月*日に株主総会の決議により解散し、清算人には、申立人とは別の人物が指名され、申立人は代表取締役ではなくなっていることが確認できる。

また、申立人及び複数の同僚は、申立人の業務は貨物の運転手であり、実質的なオーナーは他社の代表取締役であったと供述しており、また、申立人は、当該訂正処理には関与しておらず、当該訂正処理について説明を受けたりすることも無かったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該事務処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年5月から5年8月までを53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から12年9月22日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低い額となっていた。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年12月から12年8月までの期間は41万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成12年9月22日）の後の同年9月25日付けで、さかのぼって申立人を含む2名の標準報酬月額の記録が引き下げられており、申立人の場合は、申立期間に係る標準報酬月額の記録が9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

これらから判断すると、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額についてさかのぼって訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和17年6月1日、資格喪失日は、19年11月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）C工場に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和14年4月にA社C工場（軍需工場）に入社し、19年10月31日まで勤務した後に退職し、退職後1か月間帰省し、同年12月1日付けで入隊したと供述しており、兵籍簿の記載及びD録（昭和41.12現在）の内容とほぼ符合することから、申立人の供述の信^{びよう}憑性は高い。

また、申立人は、A社C工場において、E業務を行っていたと供述している。このことについて、申立人が記憶している同僚5名に照会した結果、昭和17年6月1日に厚生年金保険の資格を取得している同期入社と同僚1人が、勤務期間は特定できないが、申立人が自分と同じ工場内でE業務を担当していたと供述していること、また、後輩の同僚1人が、自分が同工場に勤務した昭和16年4月から19年4月に出征するまでの期間、申立人は自分と同じ工場内でE業務を担当していたと供述していること等から、申立期間において申立人が

A社C工場に勤務していたことが推認できる。

さらに、B社は、戦災で、終戦前に勤務した者の勤務状況等の資料は焼失して無く、申立期間当時は、社員の厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所に納付していたと思われるが、資料は無いと回答している。

なお、A社のF誌に、昭和18年ごろには、A社C工場と他の3工場において、養成工（義務教育を終えた少年を私立の青年学校に入学させ、一般教育と技能訓練を施した正規従業員）として3,000名を雇用していた旨の記載がある。

加えて、上記の同僚はA社において申立人とともに養成工として勤務していたことを記憶しており、申立人も正規従業員として採用され、他の養成工と同様に労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者となっていたことが推認できる。

一方、社会保険事務局では、A社C工場に係る現在の被保険者名簿は、戦後にA社からの資料提供により作成されたものと思われる旨回答しており、特別厚生年金番号払出簿の払出状況からみて、昭和20年8月31日から同年12月24日までの期間に、戦後の資料を基に復元されたものと推認できる。なお、当該払出簿については、何らかの事情によりかなりの数の欠落が確認でき、これにより被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

また、上記被保険者名簿に記載されているほとんどの被保険者は、昭和20年8月31日に一括して資格喪失となっていることから、申立人のように19年10月31日に退職し、同年11月1日に被保険者資格を喪失した者は復元の対象とならず、20年8月31日前後にA社C工場に在籍した者を中心に復元したのではないかと推認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることが不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料控除の事実が推認できること、同僚の大半が厚生年金保険の被保険者記録があること等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は保険出張所)に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は19年11月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが相当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月29日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間内に関連会社であるB社から異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿及び役員人事内定通知から、申立人が、平成4年6月29日にA社の代表取締役就任し、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が保管していた給与支給明細票等から、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細票の保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

一方、申立人は、A社の代表取締役ではあったが、申立期間について、代表取締役就任した直後である上、A社の現在の社会保険事務担当者から、申立

人は社会保険事務の手續に關与する機會はなかつた旨回答が得られたことから、申立人はA社が保険料の納付義務を履行していないことを知り得る状態ではなかつたものと判断される。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業所が保管していた厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が平成4年7月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和19年11月30日に、資格喪失日に係る記録を23年6月1日に訂正し、また、申立期間の標準報酬月額を昭和19年11月から20年12月までを200円とし、23年5月を600円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年11月30日から21年1月1日まで
② 昭和23年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及び申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には退職まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出している人事興信録、A社作成の社史、同社に対する照会回答結果及び当時の従業員等の供述から判断すると、申立人が申立期間①及び②にA社に勤務し（昭和19年11月30日に、A社D支店から同社C事業所に異動し、23年6月1日に、同社同支店から同社E支店に異動）、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間①は、昭和21年1月の社会保険事務所の記録から、200円、申立期間②は、23年4月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成9年4月から同年6月までの期間は59万円、同年7月から10年2月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。同社では営業担当の取締役として勤務していたが、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年4月から同年6月までの期間については59万円、同年7月から10年2月までの期間については50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年3月31日）の後の同年9月4日付けで、申立人を含む41名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間について9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から平成8年5月1日から、取締役であったことが確認できるが、その後、9年2月28日に取締役を退任しており、申立期間当時は取締役ではないことが確認できる。

また、A社における他の取締役の二人及び従業員の一人名は、「申立人は、営業担当として勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかった。」

と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成9年4月から同年6月までの期間は59万円、同年7月から10年2月までの期間は50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成8年11月から9年4月までの期間は56万円、同年5月から10年1月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月12日から10年2月17日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年11月から9年4月までの期間については56万円、同年5月から10年1月までの期間については59万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年3月31日）の後の平成10年7月7日付けで、申立人を含む10名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間について9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、同社の取締役ではないことが確認できる上、同社における取締役の二人は、「申立人は、社会保険業務には従事していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正が

あったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年11月から9年4月までの期間は56万円、同年5月から10年1月までの期間は59万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日の記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から45年3月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はしていたが、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答書及びA社における従業員の供述から判断すると、申立人は、同社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和44年9月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年3月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成7年10月から8年3月までの期間は30万円、同年4月から同年9月までの期間は47万円、同年10月から9年6月までの期間は50万円、同年7月から10年2月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月21日から10年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。同社では取締役として勤務していたが、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年10月から8年3月までの期間については30万円、同年4月から同年9月までの期間については47万円、同年10月から9年6月までの期間については50万円、同年7月から10年2月までの期間については59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年3月31日）の後の同年7月7日付けで、申立人を含む10名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間について9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から平成9年6月14日に取締役に就任していることが確認できる。

また、A社における他の取締役の3人及び従業員の一人名は、「申立人は同社の営業統括の職務で勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年10月から8年3月までの期間は30万円、同年4月から同年9月までの期間は47万円、同年10月から9年6月までの期間は50万円、同年7月から10年2月までの期間は59万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和20年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を140円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年8月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間は、C設備の研究のため、同社D工場に転勤しており、引き続き保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和19年6月1日にA社B工場から同社D工場に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、転勤後も、給与は引き続きA社B工場から支払われたと供述していることから、申立期間の保険料はA社B工場の事業主により給与から控除されていたと認められ、同工場において引き続き被保険者資格を有するものとするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年5月の社会保険事務所の記録から、140円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月1日から46年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を45年9月1日、資格喪失日に係る記録を46年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月から36年11月まで
② 昭和36年12月から39年5月まで
③ 昭和44年3月から46年6月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、B社に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②及びA社に勤務した申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、A社の複数の同僚の「申立人は、当時、正社員として勤務していたことを記憶している」旨の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録において、A社は、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年9月1日であり、適用事業所でなくなったのは46年9月1日であることが確認できるほか、同年4月から申立人の国民年金保険料の納付記録が確認できる。

さらに、A社の複数の同僚は、「正社員であれば全員が厚生年金保険に加入していたはずである」旨供述しており、これらの者は、社会保険庁のオンライン記録によると、同社における厚生年金保険の加入記録があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③の期間のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年9月1日から申立人の国民年金保険料の納付記録が確認できる月に係る46年4月1日までの期間において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、A社における同僚（同職種、同報酬）の昭和45年9月の社会保険庁のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主に確認することができないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年9月から46年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、B社が厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、事業主は所在不明であり、申立人自身も同僚の名前や厚生年金保険料の控除等を記憶していないことから、同社における当該期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②については、C社の同僚の「申立人が同社に勤務していたことをよく覚えている」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、C社の事業主は所在不明であり、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するC社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険

者として勤務していたことは確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②並びに③のうち昭和44年3月から45年8月までの期間及び46年4月から同年6月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②並びに③のうち昭和44年3月から45年8月までの期間及び46年4月から同年6月までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年1月から5年1月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、4年1月から同年11月までは53万円に、同年12月及び5年1月は34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月1日から62年4月1日まで
② 平成4年1月1日から5年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役だったが、一連の処理に心当たりが無く、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成5年2月1日の後の同年3月1日付けで、4年1月から同年11月までは53万円が8万円に、同年12月及び5年1月は34万円が8万円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、当該訂正処理が行われた平成5年3月1日付けで、申立人を含め3人の標準報酬月額が減額処理されたことが確認できる上、申立人は、「平成4年から5年にかけて保険料の滞納があった」旨供述している。

一方、A社の登記簿謄本から、申立人は、平成5年1月4日付けで同社の代表取締役を退任していることが確認できる上、申立人は、「その後、同社とは一切関与していない」旨供述しており、当該訂正処理が行われた当時の代表取締役は、「社会保険事務所から、滞納保険料を^{そきゅう}遡及訂正で処理できると聞いたので、そうしてもらうことにした」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年1月から同年11月までは53万円に、同年12月及び5年1月は34万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①については、申立人は、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、自らが代表取締役を務めていたA社において、厚生年金保険の被保険者資格を昭和56年7月1日に取得しているところ、申立人は、同年7月から57年1月までは標準報酬月額の最高等級である41万円であったが、同年2月から62年3月までは30万円となっており、当時の給与は約100万円であったので、57年2月から62年3月までの記録は納得がいかないと申し立てている。

しかしながら、A社は既に廃業しており、賃金台帳等の当時の関係資料は存在せず、申立人の申立期間①における標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿(紙台帳)を調査したところ、申立人を含む3人の従業員について、昭和57年2月から標準報酬月額が減額となっていることが確認できるが、標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正処理が行われたことはうかがわれない。

さらに、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額を誤って記録したとすれば、申立期間①は62か月あり、その間に事業主から社会保険事務所に申立人に係る報酬月額算定基礎届が少なくとも5回提出されており、社会保険事務所は、この5回の算定基礎届の際に、標準報酬月額の誤りに気付くはずであり、社会保険事務所が、いずれの機会においても事業所からの届出と異なる誤った標準報酬月額を決定し、記録したとは考え難い。

加えて、申立期間①当時のA社の被保険者数は4人と少ないことから、同社の代表取締役である申立人又は担当者が社会保険事務所の誤った記録に気付かないとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が行われたと考えるのが自然である。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成6年4月から同年10月までは53万円に、同年11月から8年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から8年12月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、B担当であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、申立人がA社の厚生年金保険の資格を喪失した平成8年12月31日の後の9年4月8日付けで、6年4月から同年10月までは53万円が8万円に、同年11月から8年11月までは59万円が9万2,000円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社において、平成9年4月8日付けで、標準報酬月額が遡及訂正された者は、申立人及び代表取締役の計二人であり、このうち代表取締役は6年11月1日にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A社の複数の元従業員は、「申立期間当時の当社の経営状態は、経営不振のため資金繰りが苦しく、かなりの負債を抱え込んでいた様子であった」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年4月から同年10月までは53万円に、同年11月から8年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年11月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月5日から35年10月10日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和34年11月5日から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び同社と同一グループ企業であるB社の複数の同僚の「申立人は、昭和34年11月に同一グループ企業のB社からA社に転勤後、同じビルの同じ階で勤務していたことを記憶している」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の複数の同僚は、「申立人は、同一グループ企業内の転勤なので、厚生年金保険には継続して加入し、保険料も控除されていたはずである」旨供述している上、これらの同僚は、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和34

年 10 月の社会保険庁のオンライン記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、当時の事情を確認できる担当者も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成8年1月31日であると認められることから、被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成6年7月から同年10月までは53万円に、同年11月から7年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から8年1月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した一部期間が未加入となっており、標準報酬月額も引き下げられていることが判明した。同社では、B職を担当する取締役ではあったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成8年1月31日とされ、また、標準報酬月額は、6年7月から同年10月までは53万円、同年11月から7年12月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年3月6日付けで、申立人の被保険者資格喪失日は7年8月31日と訂正され、かつ、標準報酬月額は6年7月から7年12月までについて9万2,000円へと減額訂正されている。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、平成8年6月11日付けで同社の取締役に就任していることが確認できるが、同社の代表者は、「会社の資金繰

りが悪化し、社会保険料の滞納が発生したので、自らが、8年3月6日付けで標準報酬月額の訂正処理と従業員全員の資格喪失の手続を行った」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において資格喪失日及び標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年7月から同年10月までは53万円に、同年11月から7年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月から同年7月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年3月及び同年4月は8万6,000円、同年5月は8万円、同年6月は9万2,000円及び同年7月は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が昭和48年3月から同年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月3日から同年5月1日まで
② 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

③ 昭和 48 年 2 月 1 日から同年 8 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、C社に勤務した申立期間①の標準報酬月額が相違し、A社に勤務した申立期間②の資格喪失日が相違し、B社に勤務した申立期間③の資格取得日及び標準報酬月額が相違していることが分かった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間①及び③の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②及び③について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書、昭和 46 年分の給与所得の源泉徴収票及びA社の事業主の供述から判断すると、申立人が同社に 46 年 3 月 31 日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 46 年 2 月の社会保険庁のオンライン記録から、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 46 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③のうち、昭和 48 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書及びB社の事業主の供述から判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、同年 2 月 1 日から同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額から、8 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らか

でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③のうち、昭和48年3月1日から同年8月26日までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書によると、社会保険庁のオンライン記録にある標準報酬月額7万6,000円より高い標準報酬月額に相当する額が控除されていたことが確認でき、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づき標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額は、給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額から、昭和48年3月及び同年4月は8万6,000円、同年5月は8万円、同年6月は9万2,000円及び同年7月は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人から提出のあったC社の給与明細書により、当該期間の給与支給額に基づき計算した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録にある標準報酬月額よりも低額であることが確認でき、同社の事業主は、当該期間の申立人の給与において、社会保険庁のオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、C社の担当者は、「当時の関係資料が保管されていないため、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額及び保険料控除額について確認することが

できない」旨供述している。

このほか、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年8月から3年12月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月1日から同年8月1日まで
② 平成2年8月1日から4年1月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、申立期間①は代表取締役で、申立期間②は営業部門担当の取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月31日の後の同年4月8日付けで、2年8月から3年12月までは20万円が8万円に、さかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、平成3年11月25日付けで同社の代表取締役を辞任し、取締役に就任していることが確認できる。

さらに、申立人は、「平成3年の後半に自身が保有していたA社の全株式を売却し、購入した者が同社の代表取締役に就任したので、4年1月から2月ごろに同社を退職し、自身が経営する会社で勤務を開始した」旨供述しており、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年8月から3年12月までは20万円に訂正することが必要である。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、当該期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、平成2年8月8日付けで、同年4月から同年7月までは53万円が20万円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「当時、保険料の滞納があったことは認識していた」旨供述している上、A社の取締役は、「当時、当社の実権は申立人が握っていた」旨供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において、申立期間①に係る標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は当該期間に係る標準報酬月額の減額処理に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から13年9月までの申立期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、その主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、10年1月から11年11月までは59万円に、同年12月から13年9月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成13年10月から17年5月までの申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、13年10月から14年9月までは53万円に、同年10月から17年5月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年10月から17年5月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から17年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、取締役であったが工場長であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成10年1月から13年9月までの申立期間については、その標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、同年3月6日付けで、10

年1月から11年11月までは59万円が9万2,000円に、同年12月から12年9月までは50万円が9万2,000円に、同年10月から13年9月までは50万円が9万8,000円に、それぞれ減額処理されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社において、平成13年3月6日及び同年3月7日付けで、標準報酬月額が遡及訂正された者は、申立人を含む役員4人であり、いずれも10年1月1日にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、A社の当時の代表者及び従業員から、申立期間当時、申立人の標準報酬月額が当該事実即して減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、A社の複数の従業員は、「申立人は、当時、工場長であり、厚生年金保険事務や経理に係る職務への関与や影響力はなかった」旨供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する滞納処分票から、平成13年3月当時、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成13年3月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の10年1月から13年9月までの申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、10年1月から11年11月までは59万円に、同年12月から13年9月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成13年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立人の平成13年10月から17年5月までの申立期間については、申立人から提出のあった給与明細書によると、社会保険庁のオンライン記録にある標準報酬月額9万8,000円より高い標準報酬月額に相当する額が控除されていることが確認でき、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成13年10月から14年9月までは53万円、同年10月から17年5月までは59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず不明であるが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録にある標準報酬月額について、長期間にわたって一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年10月20日から26年9月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を25年10月20日、資格喪失日に係る記録を26年9月8日とし、当該期間の標準報酬月額を、25年10月から同年12月までは4,000円、26年1月から同年8月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月20日から26年9月8日まで
② 昭和26年ごろから27年ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの事業所に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C局が保管するD票から、申立人は、昭和25年8月1日から26年9月7日までの期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、社会保険庁のオンライン記録から、E社において、昭和25年6月15日から同年10月20日までの厚生年金保険の加入記録が確認できるが、これについて、申立人は、「同社では日勤であり、A事業所では夜勤であった」旨供述している。

さらに、申立人の妻は、D票から、昭和26年3月29日から31年12月15日までの期間において、A事業所に勤務していたことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録において、26年5月29日から31年12月16日までの厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、A事業所において、昭和26年6月5日から33年4月11日までの厚生年金保険の加入記録がある同僚は、「申立人夫妻と同じ職場で働いていた」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、C局が保管する申立人のD票から、昭和25年10月から同年12月までは4,000円、26年1月から同年8月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、確認することはできないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年10月から26年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によると、B社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できない上、同社の事業主は所在不明であり、また、申立人は従業員の名を記憶していないことから、同社における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成6年3月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額の記録について、44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から同年12月30日まで

社会保険庁の記録で、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与の額より低い額となっていることが判明した。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険加入期間のうち、平成6年3月から同年11月まで標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年12月30日の後の7年2月2日付けで、さかのぼって11万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日に被保険者資格を喪失した、申立人以外の12人の厚生年金保険加入記録を確認したところ、全員が申立人と同様に標準報酬月額をさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正するこ

とが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月26日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成12年8月31日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が平成12年8月31日までA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間当時の状況について、当初の退職予定は平成12年8月20日であったが、事業主からの要請により同月の末日まで勤務し、退職後に事業主から申立期間の厚生年金保険料を請求され、金融機関で同社の口座に振り込んだ旨を供述している。

さらに、申立人が保管する金融機関発行の「ご利用明細」から、申立期間後の平成12年9月11日付けで、申立人からA社宛に同年8月分の厚生年金保険料相当額の振り込みが行われていることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成12年7月の社会保険庁の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A社が加入していた厚生年金基金が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書の資格喪失日は、社会保険事務所の記録と同日の平成12年8月26日と記載されており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成2年6月から4年5月までの期間に係る標準報酬月額の記録について、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から4年6月16日まで

社会保険庁の記録で、A社に在職していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与の額より低い額となっていることが判明した。同社での立場は取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険加入期間のうち、平成2年6月から4年5月まで標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった4年6月16日の後の同年7月8日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、当該記録から、A社で厚生年金保険に加入していた当時の代表取締役及び申立人以外の取締役一人についても、申立人と同日の平成4年6月16日付けで、その標準報酬月額がさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、当該訂正処理が行われた時点で、申立人が同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「標準報酬月額が引き下げられていることは代表取締役から説明されておらず、社会保険事務所から通知されるまで知らなかつ

た。)、「社会保険料を滞納していることは承知していたが、その対応は弁護士に委任しており、社会保険事務所から呼出しを受けたことはない。」と供述している。

このことについて、A社の元代表取締役及び従業員一人は、同社が倒産したころに自身の健康保険証を弁護士事務所に返還した旨供述している上、当該事業主は、同社の倒産が確定した平成4年6月*日をもって、同社の社印を顧問弁護士に預けたとも供述していることから、申立人は、前述の標準報酬月額減額や同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことに伴う手続には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録について、平成9年8月から同年10月までの期間については30万円に、同年11月から10年11月までの期間については38万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年12月18日まで
社会保険庁の記録で、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社に係る厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初、平成9年8月から同年10月までの期間については30万円、同年11月から10年11月までの期間については38万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月18日の後の同年12月21日付けで、9年8月までさかのぼって9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人が、申立期間中の平成10年3月20日から13年3月31日まで同社の取締役であり、このうち10年8月31日以前の期間においては、他の代表取締役と共に同社の代表取締役としての記録が確認できる。

しかしながら、申立人は、役員登記の事実はA社の銀行融資の保証人になった際に承知していたが、出資の事実や取締役会の開催はなく、名前だけのものであり、代表取締役になった記憶は無い旨を供述している。

このことについて、A社が経営していた飲食店の従業員は、申立人は、当該店舗の店長をしており、社会保険の手続のような店舗の営業以外の事務をしている姿は見たことがない旨供述している。

さらに、当該従業員は、A社の社会保険関係の手続は、もう一人の代表取締役の妻が行っていたとも供述していることから、申立人は同社の取締役として登記されていたものの、店舗の店長として勤務しており、社会保険関係の事務にも関与していなかったと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる減額処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成9年8月から同年10月までの期間については30万円、同年11月から10年11月までの期間については38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年12月1日から63年8月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額が、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の61年12月から63年7月に係る標準報酬月額の記録を、47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち昭和63年8月31日から同年9月8日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年9月8日であると認められることから、同社の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和63年8月の標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月1日から63年8月31日まで
② 昭和63年8月31日から平成元年4月1日まで

社会保険庁の記録で、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与より低い額となっていることが判明した。勤務していた期間中に同社で取締役となっていたことも承知していなかったため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険加入期間のうち、昭和61年12月から63年7月までの期間の標準報酬月額が、当初、47万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった63年8月31日の後の同年9月8日付けで、61年12月までさかのぼって20万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は当該訂正処理が行われた時点で、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社を退職した時まで、自身が同社の取締役として登記されていることを承知していなかった旨供述している上、従業員二人が、申立人の職種はプロデューサーであったと供述していることから、申立人は同社の取締役として登記されていたものの、一般の従業員として勤務しており、社会保険関係の事務にも関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、47万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②のうち、昭和63年8月31日から同年9月8日までの期間について、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の資格喪失日に係る記録が前述の標準報酬月額の訂正処理と同じく、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の昭和63年9月8日付けで処理されている。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人の離職日は平成元年3月31日であることが確認できること、A社に係る商業登記簿謄本で、前述の処理が行われた日の時点で同社が適用事業所の基準を満たしていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和63年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の処理日と同日の63年9月8日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険庁のオンライン記録の、昭和63年7月に係る標準報酬月額の記録から、47万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和63年9月9日から平成元年4月1日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことが確認できるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、同社に係る商業登記簿謄本から、既に解散していることが確認できることから、当時の貸金台帳等を確認することができない上、当時の代表取締役及び申立人以外の取締役は既に死亡しており、これらの者から申立期間当時における給与からの保険料控除の有無を確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②のうち、昭和 63 年 9 月 9 日から平成元年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、B共済組合（現在はC共済組合）の組合員であったことが認められることから、申立人のB組合員としての資格取得日に係る記録を昭和52年8月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、16万1,006円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月1日から53年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった辞令、諸給与内訳明細書及びD社が保管する申立人の人事履歴から、申立人が申立期間当時に、A事業所に準職員として勤務していたことが確認できる。また、準職員は昭和40年11月以降、B共済組合員であったとの事業所担当者の供述から判断すると、申立期間当時においても、申立人はB共済組合の組合員であったことが認められる。

B共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間にみなされることから、申立人のB共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和52年8月1日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和61年3月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9

条の規定によって計算することとされており、申立人は、同法の適用対象となる期間として、申立期間以外に昭和 53 年 2 月 1 日から 61 年 4 月までの共済組合員期間（標準報酬月額 16 万 1,006 円）を有している。このことから、申立期間における申立人の俸給及び前述の共済組合員期間に係る標準報酬月額をもとに同条に規定される標準報酬月額を再計算すると、上記の標準報酬月額と同額であったことから、申立期間の標準報酬月額については 16 万 1,006 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年10月まで
私の国民年金は、両親が加入手続きを行い、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立期間当時、申立人と同居していた兄弟の国民年金手帳の記号番号は、いずれも結婚した後に払い出されており、申立期間の保険料は未納であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の年度別納付状況リスト及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、昭和52年2月1日に国民年金に任意加入していることが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年同月ごろに払い出されていることが確認でき、制度上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 42 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 42 年 7 月まで

私は、月 100 円の国民年金保険料を集金人に納付し、領収印が押された紙をもらっていた記憶がある。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、初めて国民年金に加入した時期及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び所轄社会保険事務所の被保険者台帳には、資格取得日が昭和 42 年 8 月 31 日、「種別」が任意加入被保険者と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 42 年 8 月に払い出されており、申立人は、申立期間当時から現在まで同一区内に居住しているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年1月まで

私の父は、申立期間の私の国民年金保険料を2回に分けて区役所から送付されてきた納付書でさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、父親は、自身が所持する「普通預金月中取引一覧表」の平成6年4月20日及び同年5月18日に当時の保険料相当額を超える出金記録があることから、これにより申立期間の保険料を納付したとしているが、当該出金時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年7月時点では、申立期間のうち、3年5月以前は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人の父親は、6年3月4日に作成された過年度保険料の集合徴収に係る所轄社会保険事務所からの案内状を所持しており、当該案内状の納付状況欄には3年4月から4年1月まで「時効消滅」の記号が記載されているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6240

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年4月までの期間及び53年12月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月から52年4月まで
② 昭和53年12月から57年3月まで

私は、会社を退職した昭和53年12月に区役所で国民年金の加入手続を行い、20歳から10か月分の国民年金保険料の未納を指摘されたため、数日後にその保険料を一括して納付した。その後は、57年4月に厚生年金保険の被保険者となるまで、母が毎月、保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、当該期間の保険料の納付額及び納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、当該期間の加入記録の記載が無い上、当該期間は、平成13年5月に資格得喪記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、当該記録整備時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年4月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年3月まで

私が20歳になった平成元年当時、大学生は国民年金への加入は任意であったが、区役所の支所で、母親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする母親の、加入手続を行った時期及び保険料の納付方法、納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、平成元年8月に加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は3年4月に払い出されていることが推認でき、申立期間は任意加入期間であり、制度上、さかのぼって保険料を納付できない期間である上、母親は加入手続時に国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年7月まで

私は、20歳の時に市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は市役所か郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金の加入時期、加入場所及び保険料の納付場所に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人は、保険料を毎月納付したと主張しているが、申立期間当時は、3か月毎の納付であり、申立人の記憶する納付方法は当時の納付方法と異なっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和63年4月ごろでは、申立期間は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 2 月まで

私が学生の時、父が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていた。領収書も見た記憶があり、保険料は 8,000 円から 1 万円くらいだったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは無く、厚生年金保険の手帳記号番号が基礎年金番号として付番された平成 9 年 1 月時点では、申立期間は時効により保険料が納付できない期間である上、申立人は国民年金手帳の記憶は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から42年12月まで

私は、義姉と一緒に区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、現在所持している国民年金手帳以外の年金手帳を持っていた。印紙を貼っていた記憶もある。保険料は義姉と一緒に納付した。保険料は100円であった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の昭和40年2月に国民年金への加入手続を行ったことについての記憶は曖昧である上、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の義姉は、40年8月から48年3月までの保険料を第2回特例納付において納付しており、申立期間当時は未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入により昭和43年8月に払い出されており、43年8月時点では、申立期間の保険料は制度上、さかのぼって納付できない上、別の国民手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から平成3年3月まで
私が、20歳の時に、母が国民年金の加入手続をしてくれ、社会人になるまで国民年金保険料を納めてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の資格取得日は、制度改正に伴い学生が強制加入被保険者となった平成3年4月1日であることが確認できる上、申立人の国民年金手帳の記号番号は3年4月に払い出されており、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者も資格取得日が同日であることから、学生の強制加入制度施行を機に加入手続が行われていたと推察されるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は任意加入期間であるため、制度上さかのぼって保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年6月までの期間、15年8月から同年10月までの期間及び16年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月から4年6月まで
② 平成15年8月から同年10月まで
③ 平成16年2月から同年5月まで

私は、会社を退職後、国民健康保険に加入するため区役所に行った際に、国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を郵便局で納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、当該期間は平成11年2月に資格得喪記録が追加されたことが社会保険庁のオンライン記録で確認でき、記録追加時点までは当該期間は未加入期間であった上、申立人は当該期間に国民年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人は当該期間の保険料を郵便局で納付したと説明しているが、当該期間に挟まれた平成15年11月から16年1月までの保険料は、郵便局に保存されている領収済通知書から納付されたことが確認できるものの、当該期間の保険料については領収済通知書は無く、納付されたことが確認できないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から平成8年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から平成8年9月まで

私の国民年金は、当時私が働いていた父親の会社が加入手続をしてくれ、私を含む従業員の国民年金保険料を給与から天引きし、納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、勤めていた会社が申立人の国民年金の加入手続をして、保険料を給与から天引きしていたと説明しているが、当時の会社の関係者から当時の状況を聴取できないため、当時の状況が不明確である上、申立期間当時、会社を経営していた父親の保険料は国民年金事務組合に徴収を委託されていたものの、父親と同時期に国民年金に加入していた同僚の保険料は当該国民年金事務組合に徴収を委託されていなかったことなど、必ずしも会社が従業員全員の保険料を給与から天引きしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳を所持した記憶が曖昧であり、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 45 年 9 月までの申立期間については、国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 45 年 9 月まで

私は、昭和 37 年 1 月に夫が就職した際、夫が厚生年金保険に加入した場合、その妻は国民年金に加入しなくても将来の年金受給が保障されると説明を受けたので、国民年金の資格を喪失させた。申立期間が国民年金に未加入とされ、年金額に反映されないことに納得できないので納付済み期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 1 月に夫が厚生年金保険に加入した際、国民年金の任意加入の資格を喪失する手続をしたと説明しているところ、区の被保険者名簿及び国民年金手帳から、同年 1 月に国民年金の資格を喪失させ、夫が厚生年金保険の資格を喪失した 45 年 9 月に国民年金の資格を取得する手続をしたことが確認できる上、申立人は申立期間の保険料を納付していないことを認めている。そのほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は存在しないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、当時の資格喪失手続の説明の過誤を主張して、申立期間を納付済み期間とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、当時保険料の納付がされていたか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断するものであり、当時の資格喪失手続の説明の可否を判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から10年3月までの期間及び10年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、10年9月から同年11月までの保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月から10年3月まで
② 平成10年4月から同年8月まで
③ 平成10年9月から同年11月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれました。また、私は、両親が保険料を納付していたにもかかわらず、平成20年に追納を勧奨され、納得できなかったが仕方なく申立期間③の保険料を追納した。申立期間①の保険料が未納、申立期間②の保険料が申請免除とされていることに納得できない。また、私が追納する前に両親が納付した申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人と同居し、申立人の保険料を納付していたとする申立人の両親は、保険料の納付額等の記憶が曖昧である。また、社会保険庁の記録では、申立人は、平成10年5月25日に申立期間②及び③の保険料の免除申請を行い、申立期間③の保険料を20年9月から同年11月の間に納付したことが確認でき、当該記録内容に不自然、不合理な点はない上、申立人の母親は、申立期間①の保険料が未納となっており、申立期間②及び③の保険料が免除されているなど、申立人の両親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと

認めることはできない。また、申立期間③の保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 50 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、私が昭和 51 年 2 月に婚姻するまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 51 年 3 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年3月までの期間、48年7月から同年9月までの期間及び49年1月から51年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から48年3月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで
③ 昭和49年1月から51年9月まで

私の妻は、私たち夫婦が結婚した昭和53年11月ごろにそれまで納付していなかった国民年金保険料を何回かに分けさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする申立人の妻及び申立人は、保険料の納付回数、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年1月までの期間及び9年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から4年1月まで
② 平成9年1月

私は、平成3年9月に会社を退職後国民年金の加入手続をし、また、9年1月にも国民年金に再加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続^{あいまい}の状況、再加入^{あいまい}の状況及び申立期間②の保険料の納付額の記憶が曖昧であり、納付したとする申立期間①の保険料の金額は、当時の保険料額と相違している上、社会保険庁の記録から申立期間②直後の平成9年2月から同年7月までの保険料は11年3月に納付されたことが確認でき、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に基礎年金番号が付番される前の申立期間①当時申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び元年 7 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 7 月から 2 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料を免除されたことはなく、保険料をすべて納付してきた。申立期間当時は飲食店を開店するための資金が手元にあり、保険料の免除申請をすることがあり得ないので、申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付時期、納付方法、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違しているとともに、申立期間より後の納付済みとされている平成 5 年度以降の保険料額とおおむね一致する。また、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間①の直前及び申立期間①と②の間の保険料が免除され、当該保険料を平成 8 年 12 月から 11 年 1 月までの間に追納していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6271

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から同年12月まで

私は、厚生年金保険加入期間と重複して、申立期間の国民年金保険料を納付したが、還付を受けていない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書により、申立期間の国民年金保険料が厚生年金保険加入期間と重複納付されたことは確認できるものの、昭和58年12月に作成された還付・充当・死亡一時金等リストには、申立人の氏名、還付理由、還付金額、還付期間及び還付決議年月日（52年10月5日）が明確に記録されており、当該リストは、申立人が当時居住していた区に係る還付を整理したものであり、記載された還付期間及び還付金額は、申立人が納付した保険料の納付対象期間及び納付額と一致するなど、当該記録内容に不合理な点は見当たらない。また、当該期間の保険料が未還付となっている事情も確認できず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から63年9月まで
私の父は、私が20歳になった昭和56年から私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年10月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から53年7月まで

私は、昭和53年6月ごろ区役所から電話で未納となっている国民年金保険料をまとめて納付できると説明された。その後、自宅に郵送された納付書により申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付したとする昭和53年には、第3回特例納付が実施されているものの、申立人は、資格記録が訂正された平成2年10月まで、申立期間が国民年金に未加入と記録されており、制度上、申立期間の保険料を特例納付できない上、まとめて納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料を現年度納付、過年度納付及び第3回特例納付により納付した場合の保険料額と大きく相違し、区役所から電話で勧奨があり、その後送付された納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の特例納付実施状況と合致しないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年7月時点では、特例納付は実施されておらず、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月まで

私は、退職後、夫の実家の商家を手伝っているとき、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。また、私が国民年金に加入し、保険料を集金人に納付しているのを見た二人の義妹も国民年金に加入し、保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 39 年 2 月に申立人の夫と連番で払い出されており、申立期間は国民年金に未加入であり、制度上、さかのぼって保険料を納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金への加入時期の記憶が曖昧である上、申立人が国民年金に加入し保険料を納付していたことをきっかけに国民年金の加入手続を行ったとする二人の義妹の手帳記号番号は申立期間後の昭和 40 年 6 月及び 42 年 9 月ごろに払い出されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月及び同年3月

私は、数年前に申立期間を含む過去の国民年金保険料の未納分を一括納付した後、その後の期間の保険料の口座振替手続きをした。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、過去の未納保険料を一括納付したとする期間及び口座振替の手続きをした時期などの納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、差押え等について記載された通知を受けたため、過去の未納保険料を一括納付したと説明しており、社会保険庁のオンライン記録により、平成19年3月16日に社会保険事務所から申立人に対して最終催告状が送付され、申立人は、同年3月26日に、申立期間直前の17年2月から19年1月までの保険料を一括納付していることが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間の保険料はまだ催告の対象とはならない上、申立人の保険料の口座振替は申立期間直後の同年4月分から開始されていることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 50 年 3 月まで
私の母は、私の結婚前の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 50 年 12 月時点では、申立期間の保険料は過年度納付及び特例納付することができる時期ではあったものの、申立人は母親から保険料をさかのぼって納付したと聞いた記憶が無い上、手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の弟も、申立期間のうちの国民年金加入期間の保険料は未納となっているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年3月まで

私は、厚生年金適用事業所を退職した昭和60年12月に国民年金に加入し、61年3月に4か月分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年8月時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持している年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月及び同年9月

私は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、送付されてきた納付書で国民年金保険料を常に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は、平成20年2月5日に資格得喪記録が追加され、未加入期間から未納期間に記録訂正されたことが社会保険庁のオンライン記録で確認でき、申立期間当時は未加入期間として取り扱われていたことから納付書の送付は行われていなかったと推察できる上、当該訂正時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が16年8月11日に厚生年金保険の資格を喪失した後、社会保険事務所から申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたものの、申立期間後の18年2月22日時点でも加入手続が行われていなかったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年3月まで

私は、時期は憶えていないが、申立期間の国民年金保険料を妻の保険料と一緒に一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、市役所で申立期間の夫婦二人分の保険料をさかのぼって一括納付したと説明しているが、納付時期、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号が付番された平成10年4月15日時点では、申立期間のうち8年4月から9年3月までの期間の保険料については過年度納付をする必要があるが、市役所では過年度保険料の収納は行っていない上、申立人が居住している市および所轄社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無いなど、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年3月まで

私の夫は、時期は憶えていないが、申立期間の私の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に一括して納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、夫が市役所で申立期間の夫婦二人分の保険料をさかのぼって一括納付してくれたと説明しているが、保険料を一括納付したとする夫は、納付時期、納付方法等の納付状況に関する記憶が不明確であること、夫には国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、夫の基礎年金番号が付番された平成10年4月15日時点で夫婦二人分の保険料を納付したとすれば、申立期間のうち8年4月から9年3月までの期間の保険料については過年度納付をする必要があるが、市役所では過年度保険料の収納は行っていないことなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から47年1月まで

私は、昭和47年4月ごろ、新聞で特例納付制度のことを知ったので、当時同居していた母と二人で市役所支所に行き、母が私と二人分の特例納付の申込みをして、私の国民年金保険料も一緒に納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を自身の手続と同時に行ったとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の所持する国民年金手帳及び当時申立人が居住していた市に保管されている国民年金被保険者名簿により、申立人は申立期間直後の昭和47年2月1日に国民年金の資格を取得していることが確認できるが、申立期間は国民年金の任意加入適用期間となるため、当該加入手続時点では、制度上、さかのぼって保険料を納付することができないこと、上記の国民年金手帳にも46年度検認記録の47年1月までの各欄に「納付不要」と記載されていること、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 2 月までの期間、60 年 1 月から同年 7 月までの期間及び平成 3 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 58 年 2 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 7 月まで
③ 平成 3 年 10 月

私は、会社を退職する度に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額及び納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、自身の年金手帳に、初めて国民年金被保険者となった日が昭和 57 年 8 月 1 日と記載されていることから、その時期に国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと説明しているが、当該年月日は、被保険者の 20 歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格喪失日等を基に特定されるものであり、実際に国民年金に加入手続をした時点又は保険料納付を開始した時点を表わすものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 6 年 10 月に払い出されており、この払出時点では申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、現在所持する上記の手帳記号番号が記載された年金手帳以外に手帳を受け取った記憶はないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 61 年 9 月までの期間及び平成 6 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月から 61 年 9 月まで
② 平成 6 年 8 月

私は、最初に勤めた会社を退職した後国民年金に加入し、自宅に届いた納付書で申立期間①の国民年金保険料を納付していた。その後、平成 3 年から 5 年ごろに申立期間①の保険料の未納分を一括納付した記憶もある。申立期間②の保険料も納付したはずなので、申立期間の保険料が未納及び未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身の年金手帳に、初めて国民年金被保険者となった日が昭和 58 年 8 月 1 日と記載されていることから、当時国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと説明しているが、当該年月日は、被保険者の 20 歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格喪失日等を基に特定されるものであり、実際に国民年金に加入手続をした時点又は保険料納付を開始した時点を表わすものではない。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 2 年 11 月ごろに払い出されており、この払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、現在所持する上記の手帳記号番号が記載された年金手帳以外に手帳を受け取った記憶はないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人は、平成 3 年から 5 年ごろに当該期間の保険料の未納分を一括納付したとも説明しているが、この時点では当該期間の保険料は時効により納付することができない期間である上、申立人が所持して

いる平成5年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は、納付記録のある5年3月から同年8月分の保険料額とおおむね一致しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である上、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年12月から平成3年3月まで

私は、社会保険事務所から学生時代の国民年金保険料の未納分の納付書が郵送されてきたため、平成4年7月ごろに、郵便局で30万円から50万円ぐらいの保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年5月に払い出されており、国民年金の資格取得日は制度改正により学生が強制加入被保険者とされた3年4月1日となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時の制度では、学生であった申立人は任意加入手続により国民年金に加入できるが、申立期間に国民年金に加入した記録が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 9 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年6月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月1日から28年5月8日まで
② 昭和29年7月1日から32年1月22日まで

60歳ごろに、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった覚えはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和32年9月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 11 日から 44 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 8 月 21 日まで
③ 昭和 47 年 3 月 1 日から同年 4 月 25 日まで

平成 14 年ごろに、社会保険事務所から届いた通知で、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金が支給されたとする時期は、長女を出産するために実家に帰っており、脱退手当金を受給することはできないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで
平成 20 年ごろに、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答をもらった。

しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 3 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 7 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 3 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 6 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 5 年 12 月 1 日より後の 6 年 1 月 28 日付けで、申立人の標準報酬月額は、5 年 4 月から同年 11 月までの期間、30 万円が 15 万円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成 5 年には、A社の業績不振により、従業員のリストラを実施したほか、同社の代表者印も自分で管理し、厚生年金保険料の滞納により、社会保険事務所の指導を受け、訂正の内容までは覚えていないものの、訂正処理の手続を行ったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 9 月 2 日から 21 年春ごろまで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、昭和 41 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の所在地及び同社本店を管轄する法務局において商業登記簿謄本の記録は確認できないことから、同社の当時の事業主等の連絡先を把握できず、事業主等から申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していた従業員 7 名に照会したが、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等を推認できる回答を得ることができないほか、申立人が記憶している同僚については、上記の被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、連絡先を把握することができず、申立内容に関する事情を聴取できない。

さらに、社会保険事務所が保管している上記の被保険者名簿と社会保険庁が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録は一致しており、当該記録に不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年 4 月ごろから 22 年 6 月ごろまで
② 昭和 60 年 8 月ごろから 61 年 10 月ごろまで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間の一部（昭和 16 年 4 月から 20 年 9 月まで）において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間①について、昭和 17 年 5 月 31 日までの期間のうち、16 年 12 月 31 日以前の期間については、労働者年金保険法が施行される前の期間であり、17 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間については、労働者年金保険法における保険料徴収が始まるまでの施行準備期間であることから、当該期間については、厚生年金保険（労働者年金保険）の被保険者となることはできない。

また、A社は、昭和 26 年 5 月に再編成され、C社となっているところ、C社には、申立期間①当時の人事記録等の資料は保存されておらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①に同社の被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、当該期間において申立人に係る厚生年金保険料の控除があった

ことをうかがわせる供述は得られず、申立人は、A社における同僚を記憶していないことから、当時の状況を聴取できない。

加えて、申立人は、申立期間①の一部（昭和18年ごろから20年ごろまで）には、A社とは別の会社に勤務していたと供述していることから、同社に確認したが、同社では、保存されている当時の従業員の在籍記録等を確認したものの、申立人の在籍記録等は見当たらないと回答している。

申立期間②について、B社の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社では、申立期間②当時の人事記録等の資料を保存しておらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認できないと回答している。

また、B社の総務担当者は、「申立人について事業主に確認したところ、申立人は、午前中だけ勤務のパート契約であったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、B社に入社するに当たって紹介してくれたとする人物の姓を記憶しているが、同姓の人物は、同社の厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、厚生年金保険整理番号に欠番や訂正箇所等はなく、その記載に不自然さはみられない。

このほか、申立人について、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 6 年 2 月 28 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 4 年 5 月から 6 年 1 月までは 53 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 2 月 28 日の後の同年 4 月 8 日に、遡及して 8 万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「取締役である妻に、社会保険手続に使用する会社の代表者印を管理させていた。」と供述している。

さらに、A社の元従業員は、「平成 6 年 2 月ごろ、申立人は、社会保険事務所と社会保険料の納付についてやり取りを行っていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、社会保険事務に関与しながら、自らの標準報酬月額の訂正処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標

準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 6 年 2 月 28 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役であったが、厚生年金保険関係事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 4 年 5 月から 6 年 1 月までは 26 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 2 月 28 日の後の同年 4 月 8 日に、遡及して 8 万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該訂正処理日において、同社の取締役であったことが確認できる。

また、A社の元役員及び複数の元従業員は、「申立人は、A社において社会保険事務を担当していた。」と供述している上、同社の元監査役は、「申立人は、代表取締役である申立人の夫とともに、A社の経営を行っていた。」と供述している。

さらに、A社の代表取締役であった申立人の夫は、「取締役である申立人に、社会保険手続に使用する会社の代表者印を管理させていた。」と供述していることから、申立人は同社の取締役として、当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の取締役として社会保険事務に関する権限を有し、当該事務手続を行っていた申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月28日から同年10月ごろまで
A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和31年10月ごろまで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録により、A社は昭和43年8月27日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主や経理担当者の連絡先は不明であり、同社が後に合併した事業所についても、既に解散しているため、申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者であった従業員等に照会したが、上記の同僚1名を除いて申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人と同時期にA社における厚生年金保険の加入記録がある従業員は、「当時、A社では、待遇の悪さから1週間程度で辞める者も多く、従業員の出入りが多かった。なお、辞めたりしない限りは社会保険から外れることは無かったと思う。」と供述している。

加えて、申立人は、「A社の同僚と旅行等をした。」と供述しているが、上記の同僚は、「申立人と旅行や飲食等に行ったことは無かった。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 1 日から平成 16 年 1 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、当時の給与額より低額となっているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 63 年 2 月の資格取得時が 20 万円であり、平成 8 年 10 月の定時決定において 13 万 4,000 円に減額されていることについて、入社時の給与額は 52 万円で、その 5 年後ぐらいから退職するまでは 54 万円であったとして申し立てている。

しかしながら、A社の代表取締役の連絡先は不明であり、申立人の申立期間当時における報酬額及び保険料控除額について確認できない。

また、A社の元社会保険担当者は、「A社では、従来から、実際の給与支給額とは異なる標準報酬月額で算定基礎届を提出しており、当該届出に相当する厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」と供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、さかのぼった訂正等不自然な処理は行われていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況等について社会保険事務所に照会したところ、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 8 万円まで減額されている。減額前の標準報酬月額である 20 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が勤務していたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 4 年 8 月 31 日より後の 5 年 12 月 3 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、さかのぼって 20 万円が 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、自らが、平成 5 年 12 月ごろに、A 社の社会保険からの脱退に係る手続きを行い、この際、社会保険事務所の職員から、保険料未納があったため調整すると言われたとしている。

また、A 社の取引先の金融機関から提出された普通預金口座照会においては、平成 2 年 3 月分、同年 4 月分及び 3 年 1 月から 4 年 7 月までの分の厚生年金保険料等が引き落とされていないことが確認できることから、同社が、申立期間当時、厚生年金保険料等の支払に苦慮していたことがうかがえる。

さらに、A 社の商業登記簿謄本によると、同社の代表取締役には申立人の母親が就任しており、申立人は同社の役員ではないことが確認できるものの、申立人は自らの立場を事実上の事業主であったとしている上、昭和 60 年 3 月 1 日まで A 社に勤務していた当時の従業員は、少なくとも自身が退職するまでは、同社の社会保険事務手続きを行っていたのは、実質的に同社の代表を務めていた

申立人であったと供述している。

なお、申立人に対し、文書及び電話により繰り返し追加調査を試みたものの、返事や応答が得られなかった。

これらのことから、申立人は、上記減額訂正処理が行われた当時においても、社会保険事務に係る同社の意思決定について一定の権限を有しており、当該処理に関与又は同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の実質的な代表者として自らの標準報酬月額記録の訂正に関与又は同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 9 年 2 月 28 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 4 年 3 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 9 年 1 月までは 59 万円と記録されていたところ、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 9 年 2 月 28 日より後の同年 5 月 9 日付けで、申立人を含む 4 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間の標準報酬月額は、9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の倒産後、任意整理のために、債権者委員会が開催されたところ、当該委員会の関係者は、「申立人から、社会保険料を滞納しているという話を聞いたことがあるが、その後支払ったという話は聞いていない。」と供述しており、また、同社の役員は、同社は、平成 8 年ごろから資金繰りに苦勞していた旨供述している。

さらに、A社の経理担当役員は、「保険料を銀行口座から引き落とせなかったということで、社会保険事務所から呼び出されたことがあった。そのときは、申立人に報告し、小切手を切ってもらって社会保険事務所に持参した。」と供

述している。

加えて、A社の取引先金融機関に申立期間における取引内容を照会したところ、平成8年11月以降、社会保険料の引落としが確認できず、このことは、上記経理担当役員の供述内容と符合する。

これらのことから、A社は、当時、厚生年金保険料等の支払に苦慮していたと認められる。

次に、申立人及び上記経理担当役員は、社会保険事務手続用の印鑑も含めて代表印は3個あった旨供述しているところ、A社の任意整理を担当した弁護士は、「印鑑は1つしか預かっていない。また、自分が社会保険事務所に行くこともあり得ない。」と供述している。

また、申立人並びに複数の役員及び従業員の供述から、上記経理担当役員が同社の社会保険事務手続に携わっていたことは認められるものの、上記遡^{そきゅう}及訂正処理が社会保険事務所において行われたときには、当該経理担当役員は既にA社を退職しており、さらに、当該経理担当役員は、「社会保険事務手続用の印鑑は自分が預かっていつも書類に押していた。印鑑は、自分が会社を辞めるとき、申立人に返した。」と供述している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る平成9年2月28日の被保険者資格の喪失に伴い、事業主から政府管掌健康保険の被保険者証が社会保険事務所に返納されており、これらの状況から、代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において上記のような標準報酬月額^{ひょうじゆんぎやうげつごく}の訂正処理が行われたとは考え難い。

以上のことから総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らを含む取締役の標準報酬月額に係る記録訂正に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 44 年 1 月 28 日から同年 10 月ごろまで
②昭和 44 年 10 月ごろから 46 年 7 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社には、間違いなく申立期間に勤務をしていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和 44 年 10 月ごろまで勤務していたと申し立てている。

しかし、公共職業安定所における雇用保険の加入記録では、申立人は、昭和 43 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得し、44 年 1 月 28 日に資格喪失していることが確認でき、これは、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A社の当時の経理担当者は、「働いている途中で、従業員を厚生年金保険から脱退させることは考えられない。」と供述している。

さらに、A社は、申立期間①当時の同社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間①における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

そこで、申立人が記憶している複数の当時の同僚及び社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの4人は申立人のことを記憶していたものの、退職時期までは覚えていないとの回答であった。

申立期間②について、B社の複数の従業員の供述から、時期は明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立期間②当時の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間②における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

また、B社の元総務担当者は、「前任の総務担当者から、社会保険事務の担当役員の判断で、従業員を厚生年金保険に加入させるかどうかを決めていた、と聞いている。」と供述している。

そこで、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会し、当該従業員が同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における資格取得日とを比較したところ、入社から厚生年金保険の資格取得日までの期間が2か月ないし5年程度あることが確認でき、そのうちの一人の従業員は、「厚生年金保険には希望者だけ加入していた。自分も5年間は未加入であって、未加入期間は給与から保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人のB社における雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が会計事務を委託していたB会計事務所から提出のあった申立人に係る平成9年から11年までの源泉徴収簿から、申立人の毎月の報酬額は、社会保険庁のオンライン記録により確認できる申立人の申立期間に係る標準報酬月額とほぼ同額であり、また、当該源泉徴収簿に記載されている保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録により確認できる申立人の標準報酬月額と一致していることから、申立期間に係る申立人の給与から社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

また、社会保険庁の記録において、申立人に係る平成8年から11年までの標準報酬月額の定時決定について訂正等の記録も無く、不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年7月から10年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成10年9月から11年3月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から11年4月28日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受けていた報酬額より著しく低いことが判明した。平成8年6月まで50万円と記録されていた標準報酬月額が、同年7月から9万8,000円と記録されているのは不自然なので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年7月から10年8月までの期間については、申立人は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、自分が受けていた報酬額より著しく低額であり、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されたのではないかと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録において、当該期間中に提出された1度の随時改定及び2度の定時決定(記録された標準報酬月額はいずれも9万8,000円)について訂正等の記録も無く、不自然な点は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該期間は代表取締役であったことが確認でき、申立人は、「当時は、自分が一人でA社の社会保険及び給与計算等の事務を行っていたが、当時の給与や厚生年金保険に関する資料は既

に破棄している。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成10年9月から11年3月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった11年4月28日と同日付けで9万2,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「当時のA社は、経営が苦しく、社会保険料を滞納しており、数回、社会保険事務所へ出向いたところ、社会保険事務所の担当者から同社の滞納保険料について、標準報酬月額を調整して補填する必要がある旨の説明を受け、同社の代表者印を持参するよう指示された。」と供述している。

これらのことから、代表取締役であり、社会保険に関する事務を行っていた申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたものは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 35 年 12 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録がない旨の回答をもらった。実際に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主は死亡しているため、会社や事業主から、申立人の申立期間に係る勤務の実態を確認できない。

また、申立人が氏名を記憶していた二人の同僚に照会したところ、いずれの同僚も、A社において申立人と勤務した記憶は無いと供述している。

さらに、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 31 日から 52 年 2 月 28 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録がない旨の回答をもらった。同社には、昭和 52 年 2 月末まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事業主の供述から判断すると、申立人が、申立期間も継続して同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 40 年 1 月 31 日付けで、申立人を含む 3 人の従業員が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できること、同社において社会保険関係の事務を担当していた顧問計理士は、「当時は、事業主に社会保険の加入をやめるようアドバイスしており、従業員については、厚生年金保険被保険者資格の喪失の手続きを行い、当該手続きを行った後に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」と供述している。

また、申立人は、当時の同僚のうち一人が申立期間中も厚生年金保険に加入していることから、自分も加入していたはずであると主張しているが、当時のA社の事業主は、「当該同僚は、自分の親戚であったため、採用に当たって社会保険の面倒を見る必要があり、例外的に厚生年金保険に加入させた。」と供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和 47 年 4 月から

52年2月までの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年 9 月から 35 年 11 月 5 日まで
②昭和 35 年 11 月 30 日から 36 年 1 月 1 日まで
③昭和 47 年 11 月 13 日から 48 年 3 月 14 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及び②並びにB社に勤務していた申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にそれぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主の所在が不明であることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社に勤務していた同僚1人及び従業員14人に申立人の勤務の状況等について照会したところ、同僚を含む9人から回答があり、うち1人は、自分が入社した昭和35年9月に申立人は在籍していたと思うが、申立人の勤務期間については分からないとしており、残りの8人は、申立人について記憶がないとしている。

さらに、申立人は、上記同僚が自分と同じころに入社したとしているものの、上記8人のうち1人は、当該同僚が昭和35年秋ごろに入社したと思うと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③については、社会保険事務所の記録では、B社は厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和48年5月1日であり、当該期間は適用事業所となっていない。

また、B社では、厚生年金保険の適用事業所となる前に、従業員の給与から保険料を控除することは考えられないとしている。

さらに、申立人は、当該期間を含む昭和45年2月1日から現在まで国民健康保険の加入記録がある。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和42年9月1日から48年10月3日までの期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立期間のうち昭和48年10月4日から50年8月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から50年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A商店（法人化後は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同商店及びB社には事業主として勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の事業所別被保険者名簿、B社の商業登記簿謄本及び申立人の供述から、申立期間のうち、昭和42年9月1日から48年10月3日までの期間については、申立人は、A商店の個人事業主、同年10月4日から50年8月1日までの期間については、B社の事業主であったことが確認できる。

しかし、厚生年金保険法上、同保険の被保険者は適用事業所に使用される者に限られていることから、A商店において申立人は被保険者となることができない。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立人も、申立期間当時の資料を保有していないことから、自身の厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

さらに、昭和48年10月4日から50年8月1日までの期間については、社

会保険事務所のB社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番はなく、不自然さはないことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち昭和42年9月1日から48年10月3日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

また、申立期間のうち昭和48年10月4日から50年8月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和57年6月7日から62年1月5日まで
②昭和62年1月5日から平成元年4月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社及びB社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、破産しており、また、同社の元代表者は申立期間に係る給与額及び保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は保管していないため、申立人の標準報酬月額は不明であるとしている。

また、社会保険事務所の申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、記録の訂正が行われた形跡もない上、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、社会保険事務所の手続に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、B社の元代表者は、同社は他人に経営譲渡したため、当時の資料も引き継いだとし、また、経営譲渡を受けた当時の代表者は、既に

死亡している上、現在の代表者は、申立期間当時の給与額や厚生年金保険料控除額の確認できる賃金台帳等の資料は保管していないため、申立人の標準報酬月額は不明であるとしている。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額等の記録が訂正された形跡がなく、社会保険事務所の手続に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 8 年 5 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、社会保険事務所に届け出た金額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 8 年 5 月 21 日より後の同年 6 月 28 日付けで、申立人の標準報酬月額は、6 年 7 月から同年 10 月までの期間は 53 万円が 9 万 2,000 円に、同年 11 月から 8 年 4 月までの期間は 59 万円が 9 万 2,000 円にそれぞれ遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は、日ごろから経理部長にA社の代表者印を預け、経理業務をすべて任せていたとしており、また、同社の経理部長も、社会保険事務を担当し、社会保険事務所において、社会保険料の滞納処理のため、代表者印を使用したとしていることから、申立人と同部長は、委任者と受任者の関係にあり、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任

を負っているA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 12 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していたことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社の全社員が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 12 年 5 月 4 日より後の同年 10 月 30 日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、8 年 10 月から 11 年 9 月までの期間は 59 万円が 20 万円に、同年 10 月から 12 年 4 月までの期間は 59 万円が 14 万 2,000 円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できるものの、申立人は、申立期間当時、経理担当取締役であったが、同社の代表取締役が代表者印を管理しており、社会保険事務所への標準報酬月額変更届、算定基礎届は総務担当者が行っていたと供述している。

しかし、A社が加入しているB健康保険組合の滞納処分票により、平成 12 年 1 月分から同年 4 月分まで健康保険料の滞納があったことが確認でき、このことについて、同組合は、滞納保険料の対応について申立人と協議したとしていることから、申立人は、社会保険事務について、権限を有していたと考えられる。

また、A社の従業員 11 人に照会したところ、このうち、3 人は、申立人が

代表者印を保管しており、平成12年ころ経営が悪化していたとし、二人は社会保険料の滞納があったとしており、4人は給与の支払の遅延があったとしている。

このため、経理担当取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の見直し処理がなされたことは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険事務に権限を有する経理担当取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 3 月 18 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 4 年 3 月 18 日より後の同年 3 月 19 日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、2 年 10 月から 4 年 2 月までの期間、53 万円から 32 万円に遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人を含む 3 人が同社の代表取締役であったことが確認でき、また、破産申立代理人が作成した同社の債権者一覧表により、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

また、申立人は、総務経理担当の代表取締役を務めていたが、社会保険事務所から呼出しを受けたり、滞納保険料について相談しに行った記憶が無く、申立人の標準報酬月額の減額処理については、管財人（故人）が社会保険事務所で行ったのではないかと主張しているが、A社が破産宣告を受けたのは、当該減額処理が行われた平成 4 年 3 月 19 日より後の同年 3 月 * 日であり、減額処理当時は、管財人はまだ選任されていない。

さらに、A社には、申立人の他に上記二人（故人）も代表取締役として在籍していたが、複数の従業員は、申立人が社会保険関係の業務の責任者だったと

供述している。

このため、申立人の標準報酬月額減額処理について、総務経理担当の代表取締役である申立人が知らなかったとは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の総務経理担当の代表取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 33 年 10 月 1 日であり、申立期間のうち、32 年 9 月 1 日から 33 年 9 月 30 日までの期間については、適用事業所となっていない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の事業主も死亡しており、申立人は、同社の上司、同僚等の氏名を記憶していないことから、同社及びこれらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 33 年 10 月 1 日に被保険者の資格を取得したことが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の状況等について照会したところ、いずれも申立人についての記憶が無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月25日から32年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A社の従業員は20人程度であったとしているが、社会保険事務所の記録では、同社では、事業主を含め従業員については、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年6月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した事業主を含む従業員7人のうち、事業主を含む5人は、いずれも同日に資格を取得して、おおむね1年後に資格を喪失し、32年3月1日又は34年5月1日に再取得している。

このため、A社の事業主は、当時、自身を含め従業員については、一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 4 月 1 日から 31 年 2 月 27 日まで
②昭和 33 年 4 月 9 日から同年 5 月 1 日まで
③昭和 33 年 10 月 5 日から 35 年 1 月 6 日まで
④昭和 44 年 7 月 1 日から 46 年 12 月 26 日まで
⑤昭和 49 年 9 月 1 日から 64 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 B工場で勤務した申立期間①及び②、C事務所（現在はD機構）で勤務した申立期間③、E事務所（現在はD機構）に勤務した申立期間④並びにF社G工場で勤務した申立期間⑤の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社は、申立期間当時の資料を保有していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している同僚5人及び社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員5人の計10人に申立人の勤務の状況等について照会したところ、うち、6人は申立人について覚えておらず、二人は、勤務期間は定かではないが申立人が勤務していたと回答しており、このうち、昭和31年3月5日に入社した一人は、申立人もそのころに入社したと思うと

している。

さらに、上記従業員一人を含め、入社時期について回答が得られた同僚3人及び従業員5人については、入社年月日と厚生年金保険の資格取得日が一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③及び④については、D機構では、申立期間当時のC事務所及びE事務所の資料を保有していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している同僚4人に申立人の勤務の状況等について照会したところ、このうち、3人は、申立人がC事務所及びE事務所に勤務していたが、勤務期間は定かではないと回答している。

さらに、申立人は、昭和33年9月にH県採用試験に合格してI所に配属されたと供述しているが、H県は、当時の資料を保有していないことから、このことについて確認できず、また、申立人は、46年12月25日に同所のJ県への移転の際に退職したと述べているが、同僚は、移転時期が44年6月であったとしており、当該同僚及び従業員二人の同所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年7月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑤については、申立人は、F社G工場に勤務し、昭和52年ごろに厚生年金保険に任意加入したと供述しているが、同工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年2月1日である。また、昭和53年に同社がK会の会員になっており、会員になるには、事業所が厚生年金保険の適用事業所であることが条件であったと供述しているが、同会に照会したところ、そのような条件はないとの回答があった。

また、申立期間⑤における申立人の妻の国民年金の加入記録は、昭和53年4月から56年3月までの期間は保険料が未納であり、56年4月から62年3月までの期間は申請免除（全額）となっていることが確認できるが、仮に、申立人が厚生年金保険に加入していれば、申立人の妻は、国民年金については、

任意加入できることとされていることから、保険料を納付しない場合に未納となることはなく、また、申請免除にもならない。

このほか、申立人の申立期間⑤における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から同年2月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された採用辞令及び在職証明書から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社の総務担当者は、申立期間当時の資料を保有していないことから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

また、A社において、申立人と同じ部署に配属され、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員については、同社の採用辞令に記載された入社日から2か月程度経過後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、さらに、上記総務担当者も、申立期間当時、従業員の厚生年金保険の加入時期については、そのような状況があったと思うとしている。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 5 日から 34 年 3 月 17 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 31 年 3 月 1 日にA社に入社したが、32 年 8 月 5 日に同社から解雇された。その後、B地方裁判所による地位保全の仮処分勝訴判決等を経て、私と同社との間で和解が成立し、申立期間に係る解雇が撤回され、同社から和解金をもらい、34 年 3 月 * 日の判決日に退職となった。申立期間は、不当解雇による争議期間中の闘争期間であり、当該判決により、申立期間も私と同社との雇用契約は継続しているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B地方裁判所による地位保全の仮処分勝訴の判決文から、申立人が昭和 32 年 8 月 5 日にA社から解雇され、34 年 3 月 * 日に判決が出されるまでの期間については、不当解雇を巡る申立人と同社の争議期間中であることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間に不当解雇について労働争議をしていたので職場で勤務しておらず、給与も受給していないとし、A社も申立人に対する金銭の支払資料は和解金以外には無いとしていること、また、同社と申立人の和解に当たり、当該期間の厚生年金保険料の控除及び納付について特段の取決めが行われたことも確認できない。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 5 年 10 月 29 日まで

代表取締役として勤務していたA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は8万円となっているが、実際に支給された報酬に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 5 年 10 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同日を処理日として、4 年 9 月から 5 年 9 月までは 53 万円が 8 万円に遡及^{そぎゅう}して減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所への届出書類の作成及び提出は、社会保険労務士に委託していたとしているが、当該社会保険労務士は、保管している当時のA社に係る社会保険関係書類から、申立てに係る減額訂正処理には関与していなかったと供述している。

さらに、A社の社会保険事務手続担当者であった申立人の妻は、社会保険事務所から減額訂正処理について説明を受けた記憶は無いとしているものの、滞納していた厚生年金保険料の支払いについての相談と同社を適用事業所でなくする手続のために社会保険事務所に行ったと供述しており、申立人も妻から

報告を受けていたとしていることから、社会保険事務所において同社の全喪届の手續と同日に処理されている標準報酬月額の減額訂正の届出についても、申立人自身が了解していたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から54年5月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の従業員の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A社が移転してまもなく退職したと供述しているが、同社の商業登記簿謄本に記載されている移転時期と、申立人が退職したとする時期は一致せず、申立人の勤務期間についての記憶も曖昧である。

また、A社は、申立期間当時の同社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和46年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降の期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

加えて、社会保険事務所の申立人に係る国民年金の納付記録を調査したところ、申立期間のうち、昭和44年4月から同年12月まで、45年4月から同年12月まで、46年4月から同年9月までは保険料納付済期間とされており、49年4月から54年3月までは申請による保険料全額免除期間とされている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 30 年 5 月から 31 年ごろまで
②昭和 31 年ごろから 32 年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間①及び同社C支店に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店における同僚の供述から、申立人が、時期は明らかでないが、同社B支店から同社C支店に異動し、昭和 32 年春ごろまで継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 57 年以前の退職者に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間①及び②における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

さらに、申立人は、「A社B支店では、窓口に座りお客様に対応したり、相場を黒板に書いたりしていた。」と供述しているところ、A社B支店の元従業員の一人は、相場を黒板に書く業務に携わっていた従業員は正社員ではなかった旨供述している。

また、社会保険事務所の記録では、A社B支店は、昭和 35 年 4 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

次に、申立期間②については、上記のA社C支店における同僚は、「自分と

申立人は、アルバイトとして一緒に働いていた。自分は昭和 31 年 9 月ごろ正社員として採用されたが、申立人はアルバイトのまま 32 年春ごろに退職した。アルバイトとして働いていたときは、自分の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

また、申立人は、「A社C支店では、相場を黒板に書いたり、チラシを作ったりしたのを覚えている。」と供述しているところ、A社C支店における複数の元従業員から、相場を黒板に書く業務はアルバイトの者が担当していたとの供述が得られた。

以上のことから、当時、A社C支店では、アルバイトについては、厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から14年6月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、平成9年6月1日から14年6月1日までの標準報酬月額が実際に支給された給与に見合う標準報酬月額よりも大幅に低い。申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成9年6月から12年9月までは59万円、同年10月から14年5月までは41万円と記録されていたところ、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった14年6月1日より後の同年6月27日付けで、申立人及び申立人の母親で監査役の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人及びA社の経理事務を担当していた従業員は、当時、数か月分の厚生年金保険料等の滞納があった旨供述している。

また、申立人は、「社会保険事務所からの提案を受け、滞納保険料の整理のために、自分と母親の標準報酬月額をさかのぼって減額処理することについて同意した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金

保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月ごろから 49 年 6 月ごろまで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、再入社し勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 8 月 16 日にA社を一度退職し、その 3 か月後に同社に再入社したと申し立てている。

しかし、A社の事業を承継したB社は、申立期間当時の従業員や社会保険に関する資料等を保有していないことなどから、申立人の勤務の実態及び当時のA社の厚生年金保険の取扱い等について確認することはできないとしている。

また、申立人は 3 人の同僚を記憶しているところ、そのうち、連絡先の判明した一人に申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を照会したが、回答は得られなかった。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる従業員のうち、19 人に照会したところ、申立人が勤務していたとしているC県D市の同社の倉庫に勤務した従業員 2 人を含む 11 人は、申立人のことを記憶していなかった。また、2 人の従業員が申立人を記憶していたが、そのうち、申立人と同じ職場に勤務していた 1 人は、「私が入社したとき、申立人は勤務していたが、辞めた時期は分からない。」と供述しており、もう 1 人は申立人と異なる職場に勤務する従

業員で、職場外で申立人と一緒に食事をした記憶があるのみであり、これらの従業員から、申立期間における申立人の勤務を確認することはできなかった。

さらに、申立人が最初にA社で勤務した昭和48年3月1日から同年8月16日までの期間については、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録があるが、申立期間については、雇用保険の記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月ごろから 38 年 2 月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の供述から、申立人が同社に営業担当社員として勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に勤務した期間についての申立人の記憶が明確ではない。

また、当時のA社の総務・経理担当者は、営業担当社員の場合、入社後3か月間は見習い期間で3か月経過後に厚生年金保険に加入させていた旨供述している。

そして、このことは、上記の同僚及び社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会し、当該従業員が同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における被保険者資格取得日とを比較したところ、いずれも入社から厚生年金保険の資格取得日までの期間が3か月程度あることから確認できる。

さらに、上記の総務・経理担当者は、「1年間勤めていたら必ず厚生年金保険に加入しているはずである。加入記録が無いとすれば、3か月くらいで辞めたのではないか。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除について、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和32年3月から34年6月22日まで
②昭和37年2月から39年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はC社に、それぞれ勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和32年3月からA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、複数の従業員の供述から、申立人がA社に勤務したのは、33年7月以降であることが推認できる。

そして、申立期間①当時、A社で経理事務を担当していた者は、「A社は外資系の会社で、部署ごとに異なったルールがあり、厚生年金保険に関する取扱いもルーズなところがあった。」と供述している。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会し、当該従業員が同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における資格取得日とを比較したところ、入社から厚生年金保険の資格取得日までの期間が1か月ないし1年2か月程度あることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするC社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人が記憶していたC社の代表者は、「C社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、保険料は控除していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 9 月 1 日から 8 年 4 月 19 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 5 年 9 月から 6 年 1 月までは 53 万円、同年 2 月から 7 年 1 月までは 50 万円、同年 2 月から同年 5 月までは 59 万円、同年 6 月から 8 年 3 月までは 9 万 8,000 円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 8 年 4 月 19 日より後の同年 4 月 23 日付けで、さかのぼって 5 年 9 月から 6 年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 8 年 3 月までは 9 万 2,000 円にそれぞれ減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

そして、申立人は、上記の訂正処理について、社会保険事務所の職員から役員の標準報酬月額の減額調整の必要があるとの説明を受けた旨供述している。

また、社会保険事務所が保管していたA社に係る滞納処分票の記録から、同社は、平成 7 年ごろから厚生年金保険料を含む社会保険料の支払に苦慮しており、8 年 4 月 19 日に、申立人は、社会保険事務所の職員から説明を受け、同社の社会保険からの脱退に係る書類に押印したことが確認できる。

これらの状況から判断すると、申立人は、上記の標準報酬月額減額訂正処理に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 9 年 7 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の息子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 7 年 9 月から 9 年 6 月までの期間は 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 9 年 7 月 31 日以降の同年 9 月 26 日に、7 年 9 月から 8 年 10 月までの期間は 9 万 2,000 円、同年 11 月から 9 年 6 月までの期間は 13 万 4,000 円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立人は、平成 8 年 8 月 30 日から上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時において代表取締役であったことが確認できる。

また、上記証明書から、当時、取締役であったことが確認できる申立人の母は、申立人の父である前任の代表取締役とともにA社において社会保険関係事務を行っていたと供述しており、「申立期間当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供

述している。

さらに、申立人の母は、上記標準報酬月額減額処理が行われた当時、社会保険事務所からの呼出しに応じて同事務所に出向き、滞納保険料の処理について同事務所の担当職員の提案を受け入れ、これに基づき、標準報酬月額減額等に係る届出を行ったことを認めている。

加えて、申立人の母は、「当時、A社の代表者印は申立人の父である前任の代表取締役が管理していたが、標準報酬月額減額に係る届出等について申立人に説明を行ったことは無い。」旨主張しているものの、他方、「当時、申立人の父が病気だったこともあり、債権者への対応などが困難な状況であったため、代わりに、息子である申立人が代表取締役に就任した。」旨供述しており、このことから、上記標準報酬月額減額処理が行われた当時、申立人は、A社の代表取締役として、その立場及び責任を認識した上で業務の執行に当たっていたものと考えるのが自然である。

これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額減額処理がなされたとは考え難く、申立人は自身等の標準報酬月額減額処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該行為の結果である自らの標準報酬月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 6 年 2 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から同年9月までの期間は53万円、同年10月から6年1月までの期間は50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年2月1日以降の同年4月18日に、4年4月から6年1月までの期間について8万円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成4年4月1日から6年2月1日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。また、法務局の同社に係る登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述している。

さらに、申立人は、「申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われた当時、自分は、A社の厚生年金保険からの脱退に係る手続を自ら行った。」旨供述し

ている。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年2月1日に申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、同年4月18日に行われていることが確認でき、これは、申立てに係る標準報酬月額減額処理が行われた日と一致している。

これらのことから、申立人は、「当時、社会保険事務所に対して標準報酬月額の減額に係る届出を行った記憶は無く、同事務所の担当職員から当該減額に係る説明を受けた記憶も無い。」旨主張しているものの、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたとは考え難く、申立人は自らの標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から 14 年 3 月 21 日まで
社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 13 年 8 月から 14 年 2 月までの期間は 62 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 3 月 21 日以降の同年 3 月 28 日に、当該期間について 28 万円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 14 年ごろに当時の社会保険事務担当者がA社を退職した後は、自分が同社において社会保険関係事務を行っていた。」旨供述しており、また、上記証明書により、当時、取締役であったことが確認できる申立人の同僚も、同様の供述を行っている。

さらに、申立人は、「当時、A社の健康保険組合からの脱退に係る手続を自ら行った記憶がある。」旨供述しているところ、A社が加入していたB健康保険組合の記録では、同社が同健康保険組合の適用事業所に該当しなくなった平

成14年3月21日に申立人が同社における健康保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、これは、社会保険庁の厚生年金保険の記録と一致している。かつ、社会保険庁のオンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同日に申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、14年3月28日に行われていることが確認でき、これは、申立てに係る標準報酬月額減額処理が行われた日と一致している。

加えて、金融機関から提出のあったA社の口座振替の記録によれば、平成14年1月及び同年2月の2か月分の社会保険料について振替が確認できないところ、社会保険庁の訂正後の標準報酬月額の記録を基に算定した、申立人の社会保険料減額分の合計額と、当該振替が確認できない金額の合計額との差額について、同社の所在地を管轄する社会保険事務所では、その保管する資料(同社に係る「過誤納整理簿」及び「国庫金振込明細票」)により、「A社に対する還付金として、申立人が別途指定した金融機関の預金口座に送金した。」旨回答している。そして、申立人から提出のあった当該金融機関の預金通帳の記録により、当該差額と同一額が社会保険事務所から振り込まれていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、「当時、A社の代表者印は自分が管理していたが、標準報酬月額減額等に係る届出を行った記憶は無く、社会保険事務所の担当職員から当該減額に係る説明を受けた記憶も無い。」旨主張しているものの、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額減額処理がなされたとは考え難く、申立人は自らの標準報酬月額減額処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から9年6月30日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年7月から9年5月までの期間は59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年6月30日以降の同年7月3日に、当該期間について9万8,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成7年7月1日から9年6月30日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。また、同社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書等により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述している。

さらに、申立人は、「申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われた当時、社会保険事務所から滞納保険料の処理について働きかけがあり、同事務所の担

当職員の提案を受け入れて関係書類の該当欄に押印した。」旨供述している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年6月30日に申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、同年7月3日に行われていることが確認でき、これは、申立てに係る標準報酬月額減額処理が行われた日と一致している。

また、社会保険庁のオンライン記録では、上記標準報酬月額減額処理が行われた平成9年7月3日以降の同年8月7日に、申立人の老齢年金が裁定されていることが確認できる。この結果、当該減額処理前の標準報酬月額の記録を基に裁定された場合は、老齢厚生年金の全額が支給停止とされるどころ、申立人に対しては、当該減額処理後の標準報酬月額の記録を基に裁定された申立期間分の老齢厚生年金が、同年9月12日にまとめて支給されていることが確認できる。

なお、社会保険庁のオンライン記録では、申立人について、上記減額処理前の標準報酬月額と同額の標準報酬月額が記録されている申立期間以外の期間については、上記裁定により老齢厚生年金の全額が支給停止とされていることが確認できる。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人は、自らの標準報酬月額を減額して同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い、自らの標準報酬月額減額に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額減額に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 7 月から 6 年 9 月までの期間は 50 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 10 月 1 日以降の 7 年 2 月 14 日に、当該期間について 8 万円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成 3 年 7 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。

また、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は、上記質問応答書において、上記標準報酬月額の訂正が行われた平成 3 年 7 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間、A社では厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納があったことを認めており、また、当時、同社において社会保険関係事務を担当していたと供述している従業員も同様の供述

を行っている。

加えて、上記証明書により、当時、取締役であったことが確認できる申立人の同僚及び上記従業員はいずれも、「A社の代表取締役であった申立人は、同社の代表者印を自ら厳重に管理していた。したがって、申立人の承認無く、社会保険事務所に対して標準報酬月額減額の減額を含む社会保険関係の届出等が行われたとは考えられない。」旨供述している。

なお、上記従業員は、「自分は社会保険関係事務を行っていたが、平成6年9月末でA社を退職したので、その後の、標準報酬月額減額処理が行われた当時の状況については分からない。」旨供述している。

これらのことから、申立人は、「当時、社会保険事務所に対して標準報酬月額減額に係る届出を行った記憶は無く、社会保険事務所の担当職員から当該減額に係る説明を受けた記憶も無い。」旨主張しているものの、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額減額処理がなされたとは考え難く、申立人は自身等の標準報酬月額減額処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役として、会社の業務としてなされた行為に対して責任を負うべきであり、当該行為の結果である自らの標準報酬月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5452

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年6月30日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間当時、滞納はあったが最終的には延滞利息分以外は支払ったと認識しているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の商業登記簿謄本等により代表取締役として同社に在職していたことが確認でき、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁のオンライン記録から認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年6月30日）の後の同年7月4日付けで申立人に係る申立期間の標準報酬月額について、さかのぼって59万円から15万円に減額訂正処理が行われていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時にA社において厚生年金保険料の滞納があったことを認めているが、延滞金以外は遅れながらも支払い、減額訂正について説明されたことは無いと主張している。しかし、同社の会計帳簿の記録から確認できる平成9年9月30日時点の未納保険料額は、減額訂正により減額される保険料額とほぼ一致することが確認できる。

また、申立人はA社に係る厚生年金保険の適用事業所の全喪手続を行ったと供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに

関与していたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人は、当該標準報酬月額の特減処理に関与しながら、当該特減処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和25年4月1日から同年8月1日まで
②昭和25年10月20日から26年1月1日まで

社会保険事務所において厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。同社には昭和25年4月1日から12月末日まで継続して勤務した記憶があるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和25年4月1日から同年12月31日まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できず、当時の代表者等の連絡先は不明である。

また、申立人が記憶していた2名の同僚のうち、1名は厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く、加入記録が確認できるもう1名からは当時に関する供述が得られず、申立人の申立期間①及び②に係る勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立期間①については、申立人はA社には、入社後に約3か月の見習い期間があったと供述しているところ、申立人が、同期入社と記憶している1名の同僚は、申立人と同様に昭和25年8月1日に資格を取得したことが確認できる。また、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において申立人と同日に資格を取得した記録のある従業員2名に照会したところ、回答のあった1

名の従業員は、「自分は、学校卒業後の昭和25年4月に入社した記憶があるが、厚生年金保険の加入時期は同年8月1日となっている。」と供述しており、同社は入社後一定の期間を見習期間として厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 4 月から 30 年 11 月 30 日まで
②昭和 36 年 9 月 1 日から 38 年 9 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと主張しているが、申立期間当時の同僚及び上司を一人も記憶しておらず、また、A社は申立期間当時の資料は無く、不明と回答しているため、申立人の勤務状況を確認できない。

一方、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立人と同時期に入社した11人及び被保険者期間が申立期間と一部重複する6人の計17人の従業員に照会したところ、11人から回答があり、そのうち二人は申立人が勤務していたことを記憶している。

また、上記従業員のうちの一人は、申立人は、入社後すぐに退職したため、昭和28年5月ごろにはA社には在籍していなかったと回答している。

さらに、上記同期入社11人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和28年6月5日であったことから、それ以前にA社を退職したと思われる申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を取得しなかったことが推認できる。

加えて、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿における申立期間を含む前後の期間については、健康保険の整理番号に欠番が無いとみられることから、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していた当時の業務内容等を鮮明に記憶していることから、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の勤務状況及び保険料控除に係る記録は確認できない。

また、申立期間②当時の従業員は、申立人のような営業販売をしている社員は請負契約であり、厚生年金保険には入っていなかったと供述している。

さらに、申立人が同僚として記憶している7人の社員のうち、4人については社会保険事務所のB社に係る被保険者名簿に記録が無く、同名簿に記録があった3人は所在不明であり、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立期間②について、社会保険事務所のB社に係る被保険者名簿をみると、健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 4 年 10 月 13 日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低いことが判明した。A社では、記録にあるような低い標準報酬月額であったとは考えられないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年1月から4年9月までの期間について53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年10月13日）の後の5年2月19日付けで、申立人及び取締役1名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合は、申立期間に係る標準報酬月額の記録が8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったこと及び申立期間後も代表取締役又は清算人として同社の解散に関与していたことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務の手續には一切関与しておらず、A社に係る厚生年金保険の適用事業所でなくなった手續や、自らの厚生年金保険の資格喪失届を提出した記憶は無いとしているが、当時の従業員は、「社会保険については、社長と専務が決めていた。会社は、平成4年ごろから資金繰りが苦しく

なり、給与等の支払いにも苦勞していたようだ。」と供述していることから、申立人が減額訂正に関与しており、A社が倒産する一年程前から経営状況が悪化し、厚生年金保険料を滞納していたことがうかがわれる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である標準報酬月額が減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から7年6月27日まで
社会保険事務所の訪問により、A社で代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。100万円以上の給与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年12月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から7年5月までの期間は59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年6月27日）の後の同年7月5日付けで、さかのぼって申立人の標準報酬月額の記録が11万円に引き下げられている。

一方、A社の商業登記簿謄本により、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられた当時、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間当時の従業員は、「A社では当時厚生年金保険料を滞納していたため、自分が厚生年金保険からの脱退に係る事務手続を行った。その後、申立人が社会保険事務所に一人で訪れて滞納した保険料を精算したと思う。」旨供述している。このことから、申立人は、社会保険事務所において、滞納し

ている厚生年金保険料を精算するため、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自身の当該標準報酬月額の減額処理に同意しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から11年6月7日まで
社会保険事務所の訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合った標準報酬月額と相違していることが判明した。月額50万円の給与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年10月から11年5月までの期間は30万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成11年6月7日）の後の同年6月18日付けで、さかのぼって9万8,000円に引き下げられている。

一方、A社の商業登記簿謄本により、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられた当時、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社における保険料の滞納は無かったと供述しているが、社会保険事務所が保管する歳入歳出外現金出納簿において、A社に係る債権差押受入金の記録があることから判断すると、申立期間当時、A社は、厚生年金保険料を滞納していたことが推認できる。

さらに、A社の代表取締役であった申立人は、社会保険事務に関する届出を自ら行っていたと供述していることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、

当該標準報酬月額の特減処理に関与しながら、当該特減処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年6月26日まで
社会保険事務所の訪問により、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合った標準報酬月額と相違していることが判明した。月額250万円くらいの給与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年8月から8年5月までの期間は59万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成8年6月26日）の後の同年8月6日付けで、さかのぼって12万6,000円に引き下げられている。

一方、A社の商業登記簿謄本により、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられた当時、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間当時のA社の厚生年金保険事務担当者は、「平成8年5月分の厚生年金保険料が支払えず、自分と申立人と社会保険事務所の職員の3人で、滞納保険料の解決方法について話し合った。」旨供述している。このことから、A社には厚生年金保険料の滞納があり、申立人は、滞納している保険料を解消するため、自身等の標準報酬月額の減額処理に関与していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時、A社が加入していたB厚生年金基金の申立人に係る

標準報酬月額の記事は、社会保険事務所の記事と一致している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、当該標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記事の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び従業員の供述により、申立人が、申立期間の一部においてA社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿に記録のある従業員等13名の雇用保険の加入記録を確認したところ、このうち12名の雇用保険の加入記録が厚生年金保険の加入記録と相違しており、同社では雇用保険と厚生年金保険の記録が合致していない者が多数みられる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主は、「平成13年3月に事務所を閉めた時、同社の関係書類は全部焼却処分した。当時、人事関係を扱っていた義弟も既に死亡している。」と供述していることから、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認できない。

さらに、申立人が平成9年3月まで一緒に勤務していたとする同僚は、自身の退職日を8年2月20日と回答しており、これは、申立人の雇用保険の離職日と合致している。

加えて、公共職業安定所の記録によると、申立人はA社を平成8年2月20日に会社都合の理由で離職した後、同年3月15日から同年11月9日まで失業給付金を受給したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 8 月から 20 年 1 月 10 日まで
: ② 昭和 20 年 3 月 10 日から 26 年 7 月まで
: ③ 昭和 27 年 1 月 31 日から同年 5 月まで
: ④ 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 4 月まで

昭和 18 年 8 月から 26 年 7 月までは A 社に、同年 8 月 3 日から 44 年 4 月までは B 社（昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 5 月 30 日までは C 社、同年 5 月 30 日以降は B 社に名称変更）に勤務していたが、申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している A 社の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の申立期間当時の事業主、経理担当者及び社会保険事務担当者の連絡先を把握することができず、申立人の当時の勤務状況及び保険料控除等について確認できない。

また、上記の同僚は、昭和 15 年 10 月に入社したとしているところ、厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の被保険者資格を取得したのは 18 年 5 月 15 日であり、これは、A 社が適用事業所になった 17 年 1 月 1 日から 16 か月

経過した後である。

さらに、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録と社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日は一致しており、また、これらの記録と厚生年金保険手帳記号番号払出簿に記載されている厚生年金保険の被保険者となった年月日は合致しており、記載内容に不自然さは無い。

申立期間②について、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和20年3月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立期間②当時の事業主、経理担当者、社会保険事務担当者及び従業員の連絡先を把握することができず、申立人の勤務状況や保険料控除等について確認できない。

申立期間③について、申立人は、当時の職種は不明としながらも、B社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、B社の現在の社会保険事務担当者は、「申立期間③当時の賃金台帳、社会保険届出関係資料は保存されておらず、当時の事業主は死亡しており、ほかに当時の事情を記憶している者もないため、申立人の勤務状況や保険料控除等について不明である。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先を把握した申立期間③当時の従業員10名に照会し、6名から回答があったものの、申立人を記憶している者はいなかった。なお、6名のうちの1名は、B社には日払い歩合制の代務運転者が多数おり、これらの運転手は社会保険に加入していなかったことを供述している。

申立期間④について、申立人は、B社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、B社の現在の社会保険事務担当者は、上記のとおり、申立人の申立期間④に係る勤務状況や保険料控除等について不明である旨供述している。

また、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先を把握した申立期間当時の従業員23名に照会したところ、13名から回答があったものの、申立人を記憶している者はいなかった。なお、このうち2名は、「B社の賃金制度には、月給制と日払い歩合制があり、日払い歩合制の従業員は社会保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は、昭和43年8月31日となっており、申立期間④に係る記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月6日から40年6月16日まで
② 昭和49年10月30日から57年4月1日まで

会社役員として、申立期間①では3社(A社、B社(昭和38年4月25日にC社に社名変更の後、46年12月3日にD社に社名変更、現在はE社)及びF社)、申立期間②では4社(D社(現在は、E社)、F社、G社及びH社)に勤めていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社、B社及びF社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A社の当時の所長も死亡していることから、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社に勤務していた同僚は、申立人が、申立期間①より前に同社に勤務していたことを記憶していると供述している。

B社については、同社に対する照会回答結果、同社の従業員が保有している職員録及び同社I営業所の社会保険事務担当者の供述により、申立人が申立期間①に同社I営業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、B社では、当時の資料を保存していないため、申立人の申立

期間①に係る厚生年金保険の取扱いについては不明と回答している。

また、B社において、申立人は昭和36年9月6日時点で同社の取締役となっているところ、同社の総務担当者は、「昭和33年か34年ごろ、B社の重役会議において、重役は厚生年金保険に加入しないと決めたことをはっきりと記憶している。」と供述しており、43年に入社している総務担当者も、「重役は厚生年金保険に入らないと聞いたことがある。」と供述している。なお、このことについては、社会保険庁のオンライン記録によると、上記の総務担当者が記憶している申立人以外の取締役1名について、取締役在任中の昭和33年10月1日から40年9月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

F社については、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、事務担当者も死亡していることから、同社における申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、F社に関しては、商業登記簿謄本により、申立人は昭和36年7月29日から38年12月2日までの期間は同社の監査役、40年6月16日からは取締役に就任していることが確認できるが、同社の複数の従業員は、申立人は同社に41年か42年ごろから出社していると供述しており、申立期間①における申立人の勤務実態は確認できない。

なお、申立人は、子が病弱であったため、会社の健康保険に加入していたはずであり、厚生年金保険にも加入していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、A社及びB社は政府管掌健康保険ではなく健康保険組合に加入していたことが確認でき、健康保険組合には厚生年金保険とは別に加入できることから、申立人が同健康保険組合に加入している期間が、必ずしも厚生年金保険に加入している期間とはならない。

申立期間②について、申立人は、昭和49年8月ごろからD社、F社、G社及びH社の4社のうちの3社の役員を兼務しており、56年ごろまでは4社のいずれかに勤務していたと申し立てている。

しかしながら、D社では、申立人は昭和36年9月5日から46年9月27日までの期間に同社の取締役であったと回答しており、当該期間は申立期間②より前の期間となっている。また、D社の厚生年金基金における申立人の加入記録は、昭和45年5月1日から49年10月30日までとなっており、申立期間②における加入記録は無い。

また、F社の商業登記簿謄本により、申立人は、昭和49年10月29日付けで同社の取締役及び代表取締役を辞任していることが確認できる。なお、F社の従業員3名は、同社は業績不振のために親会社のD社から解散させられたと供述しており、このうちの1名は、「申立人がF社の取締役を辞任後に、同社

の厚生年金保険に加入していることはあり得ないと思う。」と供述している。

さらに、F社は、申立期間②中の昭和50年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

加えて、G社の商業登記簿謄本によると、申立人は昭和49年11月1日付けで同社の取締役及び代表取締役を辞任している。なお、G社の総務部長は、「申立人はF社から給与をもらっており、G社から申立人に給与を支払った記憶は無い。」と供述している。

H社については、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年6月1日であり、申立期間②において、同社は適用事業所となっていない。なお、H社のグループ会社であるJ社の事業主は、「申立人は、申立期間②にH社及びJ社には勤務していない。」と供述している。

また、申立期間②は申立人が60歳に達した以降の期間であり、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、当該期間において、60歳以降が対象となる通算老齢年金を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 5 年 10 月 29 日まで

取締役として勤務していたA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は8万円となっているが、実際に支給された報酬に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が取締役を務めていたA社は、平成 5 年 10 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同日を処理日として、4 年 9 月から 5 年 6 月までは 50 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 38 万円と記録されていたものが、遡^{そきゅう}及により 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該訂正処理日において、同社の取締役であることが確認できるとともに、自分が同社における社会保険事務担当者であったと供述している。

また、申立人は、社会保険事務所への届出書類の作成及び提出は、社会保険労務士に委託していたとしているが、当該社会保険労務士は、保管している当時のA社に係る社会保険関係書類から、申立てに係る減額訂正処理には関与していなかったと供述している。

さらに、申立人は、社会保険事務所から減額訂正処理について説明を受けた記憶は無いとしているものの、滞納していた厚生年金保険料の支払についての相談とA社を適用事業所でなくする手続のために社会保険事務所に行ったと

供述していることから、社会保険事務所において同社の全喪届の受付と同日に処理されている標準報酬月額減額訂正の届出についても、申立人自身が了解していたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社において社会保険事務手続を担当する取締役であった申立人が、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 8 月 14 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A大学に勤務した申立期間①から③までの加入記録が無い旨の回答をもらった。同大学には、昭和 43 年 4 月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、「当時、A大学では、週3日勤務のアルバイトであった」旨供述しているが、当該期間における雇用保険の加入記録が確認できない上、同大学の担当者は、当該期間における厚生年金保険の取扱いについて、「当時、アルバイトについては、厚生年金保険及び健康保険はいずれも未加入としていた」旨供述している。

また、申立期間①について、申立人は、「当時、学生であったので、父親の国民健康保険に被扶養者家族として加入していた」旨供述している。

さらに、申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、A大学において、昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 1 日に資格を喪失後、同年 9 月 1 日に同大学で再度資格を取得しており、同年 8 月の被保険者記録が無く、同様に、同年 8 月 1 日に資格喪失後、同年 9 月 1 日に同大学において再度資格を取得している従業員が複数確

認できることから、同大学の代表者は、当時の従業員について、一時期、厚生年金保険の資格を喪失させたことがうかがえる。

なお、当時の同僚は、「当時、学生職員という身分があり、夏季休暇は、学校が休みで仕事が無く資格喪失になった」旨供述している。

申立期間③については、申立人は、「当時、A大学では、嘱託による勤務であった」旨供述しているが、同大学の担当者は、当該期間における厚生年金保険の取扱いについて、「当時、嘱託については、従業員によっては、夏休み時期は、厚生年金保険は未加入とし、健康保険は継続加入としていた」旨供述している。

また、申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、A大学において、昭和46年8月14日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年9月1日に同大学で再度資格を取得しており、同年8月の当該期間の加入記録が無く、同様に、同年8月14日に資格を喪失後、同年9月1日に同大学で再度資格を取得している従業員が複数確認できることから、同大学の代表者は、当時の従業員について、一時期、厚生年金保険の資格を喪失させたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA大学の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間①から③までの期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①から③までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 40 年 10 月 1 日から 42 年 2 月までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、同社から提出された職員名簿及び勤務に関する記録において、申立人の雇用期間は昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 1 月 31 日まで（昭和 40 年 10 月 1 日からA社C事業所、同年 12 月 1 日から同社D事業所）と記載されていることから、申立人は申立期間において同社に勤務していないことが確認できる上、社会保険事務所の記録により、同社C事業所は、47 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

また、A社の人事担当者は、「勤務に関する記録では、申立人は期間の定めのある見習い社員であることから、雇用期間の終期である昭和 41 年 1 月 31 日に勤務を終了しているものと思われる。」と供述している。

さらに、A社の年金業務を継承したE企業年金基金の回答では、昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 1 日までの期間については、「A社の人事記録から共済組合期間として承認し、厚生年金保険への統合を行ったものである。」としている。

加えて、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している 1 名の同

僚は連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の、申立期間②における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月 1 日から平成 8 年 11 月 14 日まで
② 平成 8 年 11 月 14 日から 12 年 8 月 1 日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②については、A社において厚生年金保険の被保険者となっていないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和 59 年 10 月から 60 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から平成元年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 8 年 10 月までは 59 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 8 年 11 月 14 日の翌日の同年 11 月 15 日に、当該標準報酬月額の記録は、昭和 59 年 10 月から平成元年 11 月までは 6 万 8,000 円、元年 12 月から 6 年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 8 年 10 月までは 9 万 2,000 円に、さかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 8 年 11 月 15 日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが

確認できる。

また、A社の複数の従業員及び取締役は、同社では社会保険料の滞納があり、また、平成8年ごろからは給料の支払遅延や未払いがあったことを供述している。

さらに、A社の社会保険事務担当者は、申立人の指示により、社会保険に関する各種届出を行っていたとしており、このことについては、同社の複数の従業員及び取締役もこれを裏付ける供述を行っていることから、申立人が標準報酬月額減額処理に関与していたことがうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額減額処理について、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②については、A社の複数の従業員の供述及び同社の商業登記簿謄本から、申立人が当該期間に同社の代表取締役として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格の喪失に係る処理は、申立期間①の標準報酬月額訂正処理日と同日の平成8年11月15日に行われていることが確認できるとともに、同日には申立人の健康保険証が社会保険事務所に回収されていることが確認できる。

また、A社の取締役1名は、同社から国民年金に切り替えるように言われたため、平成8年11月からは国民年金に加入したと供述しており、このことは、社会保険庁のオンライン記録により、当該取締役の同年11月の国民年金保険料が同年12月に納付されていることが確認できることから裏付けられる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書は、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定している。

仮に、申立人が申立期間②について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間には同社C支店から同社B支店に異動しており、継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社B支店に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A社B支店及び同社C支店は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、両支店の事業主は連絡先が不明であることから、両事業主から、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の取扱いについて事情を聴取できない。

また、A社B支店において、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者資格を有している従業員 53 名について、同社他支店とB支店間に係る被保険者資格の得喪の状況を確認したところ、このうち 13 名について、他支店とB支店との間に2か月から9か月の被保険者資格の空白期間があることが確認できる。このうち、A社B支店において、申立人と同じく昭和 38 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した 7 名のうち、他支店からの転勤者と確認ができた 3 名については、3 名とも 2 か月から 3 か月の被保険者資格の空白期間が生じている。

加えて、A社B支店の複数の経理担当者は、「B支店では、各社員が転勤してきた際に、社員が厚生年金保険被保険者証をB支店に提出することによって、

被保険者資格を取得する手続を行っており、厚生年金保険被保険者証が提出されない場合は、厚生年金保険の加入手続を行っておらず、加入させるまでは保険料控除もしていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月 1 日から 57 年 5 月 31 日まで
② 平成元年 8 月 1 日から 9 年 8 月 24 日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっていると申し立てている。

しかしながら、A社の社会保険事務担当者は、申立人に対する給与額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額より高く支払っていたが、厚生年金保険料の控除額は、社会保険事務所の記録どおりの金額であり、このことは、申立人も納得していたと供述している。なお、A社は既に適用事業所ではなくなっていることから、給与支給額及び保険料控除額等について、資料等により確認できない。

また、A社の複数の同僚も、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額より相当高い額を給与支給額として記憶しており、このことは、同社の社会保険事務担当者の供述を裏付けている。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、ほぼ同時期に入社している同僚3名とほぼ同額となっている。

加えて、社会保険事務所に保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、

記載に不自然さはみられず、また、社会保険庁のオンライン記録にも、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 9 月 1 日まで

A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 9 年 11 月から 10 年 8 月までは 59 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 10 年 9 月 1 日の後の同年 10 月 7 日に、当該標準報酬月額の記録は、9 年 11 月から 10 年 7 月までは 9 万 2,000 円、同年 8 月は 41 万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 10 年 10 月 7 日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る滞納処分票及び同社の預金口座の記録から、同社が平成 10 年 5 月から同年 8 月まで厚生年金保険料を滞納していることが認められ、また、当該滞納処分票からは、同社の社会保険事務担当者が同年 9 月 10 日に社会保険事務所へ標準報酬月額変更届を提出したことが確認できる。

さらに、申立人は、A社において、会社の代表者印は自分が管理していたと供述している。

加えて、当時の社会保険事務担当者は、「自分は標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理については全く関与しておらず、申立人が会社の代表者印を自分で管理し、社会保険に関する手続書類は、申立人が内容を確認した上で自ら押印していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 41 年 3 月 10 日から 46 年 3 月 31 日まで

A社B撮影所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B撮影所の複数の従業員は、申立人が俳優として昭和 35 年 4 月に採用されたと供述しており、申立人が当該期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、公共職業安定所に対する照会回答結果から、申立人が昭和 35 年 11 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは、申立人のA社B撮影所における厚生年金保険の被保険者資格取得の記録と一致しており、申立期間①には申立人の雇用保険の加入記録は無い。

また、社会保険事務所が保管しているA社B撮影所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同期の 20 名全員が、昭和 35 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社B撮影所の複数の従業員は、新たに俳優として採用された者は採用後、半年程度の養成期間を経た後に正社員になることができたと供述しており、また、当時の総務課長は、養成期間中はC研究所の研修生であることから、交通費程度は支給されたが、社会保険に加入できたのは、当該研究所を卒業して社員となってからであったと供述している。

申立期間②について、申立人が保有している昭和 41 年 9 月 5 日と 42 年 8 月

25 日付けの写真から、申立人が、申立期間②の一部にA社B撮影所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人のA社B撮影所における雇用保険の記録は昭和41年3月9日に離職とされており、これは、同社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失の記録と一致しており、申立期間②には申立人の雇用保険の加入記録は無い。

また、A社B撮影所の複数の従業員は、同撮影所の俳優には社員俳優と専属俳優の2種類があり、専属俳優は厚生年金保険に加入していなかったと供述しているところ、当時の総務課長は、同社の経営が悪化し始めた昭和38年ごろから42年ごろにかけて、経費削減のために、社員俳優を徐々に専属俳優に切り替えるように進めていたと供述しており、申立人と同期の1名は、申立人の同社における契約状況は分からないとしながらも、自分は社員俳優であった35年11月から41年4月までは厚生年金保険の被保険者記録があるが、41年4月ごろに専属俳優に切り替えた後、46年4月ごろまで勤務していた期間については厚生年金保険の加入記録が無いと供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と同期の20名のうち19名が昭和41年6月までに厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、残る1名も44年10月に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 12 年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 8 月 31 日の後の同年 12 月 28 日付けで、4 年 1 月から 6 年 10 月までは 53 万円が 8 万円に、同年 11 月から 12 年 7 月までは 59 万円が 9 万 2,000 円に、それぞれさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、経理担当者であった申立人の妻は、「平成 12 年ごろ、滞納社会保険料のことで社会保険事務所へ相談に行き、会社名義の銀行口座の差押えを解除するため、申立人の標準報酬月額をさかのぼって減額するよう指導され、代表者印を押して書類を提出した」旨供述しており、申立人自身も、「申立期間当時、業務全般は申立人が掌握しており、滞納社会保険料の取扱いについて、経理担当者である妻が社会保険事務所で相談し、標準報酬月額の減額手続を行ったこ

とを承知していた」旨供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額処理に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 7 年 11 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、経理部長及び監査役であったが、厚生年金保険関係事務に関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の経理部長及び監査役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 11 月 30 日の後の同年 12 月 21 日付けで、6 年 12 月から 7 年 10 月までは 38 万円が 20 万円に、さかのぼって減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「当時、A社の社会保険料の滞納が数か月分あったことから、滞納保険料の取扱いについて、社会保険事務所で相談し、標準報酬月額を減額して処理することにやむなく同意した」旨供述している上、同社の代表者は、「当時、会社の経営状況は厳しく、社会保険担当者である経理部長の申立人から、当該減額処理の相談を受け、当該減額処理はやむを得ないと二人で判断した」旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社において厚生年金保険事務に権限を有する経理部長として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年ごろから 34 年ごろまで
② 昭和 36 年 3 月 10 日から同年 10 月 27 日まで
③ 昭和 38 年 2 月 28 日から同年 12 月 21 日まで
④ 昭和 39 年 7 月 28 日から 41 年ごろまで
⑤ 昭和 42 年ごろから同年 12 月 2 日まで
⑥ 昭和 43 年 5 月 1 日から 45 年ごろまで
⑦ 昭和 46 年ごろから 48 年ごろまで
⑧ 昭和 49 年ごろから 50 年ごろまで
⑨ 昭和 51 年ごろから 53 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③、④及び⑧、D社に勤務した申立期間⑤及び⑥、E社に勤務した申立期間⑦並びにF社に勤務した申立期間⑨の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の当時の代表者及び経理担当者が既に死亡しており、現在の代表者は、「当時の関係資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である」旨供述していることから、同社における当該期間の申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年1月1日であり、申立期間①において同社は適用事業所とはなっていない上、同社の代表者は、「申立期間当時、当社は厚生年金保険に未加入の期間であり、厚生年金保険料を従業員の給与から控除することはあり得ない」旨供述している。

申立期間②から⑧については、②の期間のB社、③、④及び⑧の期間のC社、⑤及び⑥の期間のD社並びに⑦の期間のE社は、いずれも当時の代表者及び経理担当者が死亡し、又は所在不明であり、当該事業所における当該期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、申立期間①から⑧までの期間における当該事業所の同僚を覚えておらず、当該期間における申立人の勤務実態等について供述を得ることができない。

そこで、社会保険事務所が保管する申立期間②から⑧までの期間における事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できない上、当該被保険者名簿の健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

申立期間⑨については、申立人は、「国際協力機関を通じて、F社の仲介でG国に所在する現地法人で電気工事担当者として勤務していた」旨供述しているが、海外に所在する事業所は、厚生年金保険の適用事業所とはなり得ない上、申立人は、「日本国内での雇用契約先の名称、所在地は不明である」旨供述しているほか、申立人がG国に所在する現地法人と一緒に勤務していたとする同僚二人の氏名は、社会保険事務所が保管するF社の厚生年金保険被保険者名簿において確認することができない。

また、申立人は、「当時、健康保険証を受け取った記憶が無い」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①から⑨までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑨までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月1日から9年2月28日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、平成9年2月28日から13年5月30日まで期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月1日から9年2月28日まで
② 平成9年2月28日から13年5月30日まで

社会保険庁の記録では、A社に在籍していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。また、申立期間②については加入記録が無いとの回答をもらったが、引き続き同社に勤務していたので、申立期間①については、標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社に係る厚生年金保険の加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年4月から9年1月までは59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった9年2月28日の後の同年3月4日付けで、7年4月までさかのぼって9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が、申立期間②及び前述の処理が行われた時点で、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る資料から、同社が、平成8年から9年にかけて、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、その支払に苦慮していた経過が確認できる。

さらに、当該資料から申立人自身が滞納保険料の納付について管轄社会保険事務所の職員と折衝を行ったこと、社会保険事務所の担当者に保険料の納付ができないことを説明した上で、厚生年金保険の適用事業所ではなくなる手続をすることを伝え、前述の処理が行われた日の直前に、担当者と面談する約束をしていたことが確認できる。

これらを考え合わせると、A社の滞納保険料を清算するために、申立人自身が同社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなるための手続を行ったと考えられ、その際に自身の標準報酬月額を減額することに同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、A社は、前述の経過のとおり平成9年2月28日には厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る資料から、申立期間②の当時においても、従前の加入期間中に発生した滞納保険料の清算が完了しておらず、管轄社会保険事務所から再三にわたって預貯金や売掛金債権の差押えが実施されていることから、当該期間においても同社の資金繰りには余裕がなく、再度、厚生年金保険の適用事業所となる手続を行ったとは考え難い。

さらに、前述の厚生年金保険の適用事業所ではなくなる手続を自らが行った申立人が、申立期間②において、同社が厚生年金保険に加入していない事実を承知しながら、自身の給与から保険料を控除していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで

社会保険庁の記録では、A社に在籍していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として在籍していたが、当初は正しい標準報酬月額を届け出ており、それに見合った保険料が給与から控除されていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社に係る厚生年金保険の加入記録のうち、申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 4 月から 10 年 1 月まで 41 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 2 月 28 日の後の同年 3 月 5 日に、8 年 4 月までさかのぼって 22 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が、申立期間及び前述の減額訂正処理が行われた時点で、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成 10 年 2 月ごろにA社の経営状況が悪化し、管轄社会保険事務所から滞納保険料の納付について呼出しを受けた際、担当職員から「国民年金に切り替えてください。」と言われたと思うと供述していることから、同社の滞納保険料を清算するために、申立人自身が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる旨のを行ったと考えられ、その際に自身の標準報酬月額を減額することに同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。